

配偶者暴力防止法の施行状況等について (案)

はじめに (P.1)

第1 配偶者暴力防止法の施行状況 (P.3)

- 1 基本方針及び基本計画
 - (1) 基本方針
 - (2) 基本計画
- 2 配偶者暴力相談支援センター
 - (1) 支援センターが行う業務・
 - (2) 支援センターの機能を果たす施設
 - (3) 中心となる施設及び支援センター取りまとめ部局
- 3 通報
 - (1) 通報
 - (2) 支援センターへの通報
 - (3) 警察への通報
- 4 相談
 - (1) 支援センター
 - (2) 警察
 - (3) 婦人相談員
 - (4) 人権擁護機関
- 5 一時保護
 - (1) 一時保護件数の推移
 - (2) 一時保護の理由
 - (3) 一時保護された同伴家族の状況
 - (4) 平均在所日数
 - (5) 婦人相談所からの一時保護委託人数
 - (6) 委託先施設
 - (7) 一時保護後の主な状況
 - (8) 広域的な対応
- 6 保護
 - (1) 婦人保護施設
 - (2) 母子生活支援施設
- 7 自立支援
 - (1) 就業の促進
 - (2) 住宅の確保
 - (3) 援護
 - (4) 健康保険
 - (5) 国民年金
 - (6) 同居する子どもの就学
 - (7) 住民基本台帳の閲覧等の制限
 - (8) 訴状等における住所の記載
- 8 保護命令

- (1) 保護命令の制度
- (2) 保護命令事件処理状況
- (3) 保護命令が発令された事案の平均審理期間
- (4) 保護命令が発令された後の対応状況
- (5) 保護命令違反検挙件数
- (6) 保護命令違反事件の処分状況
- (7) 保護命令違反事件の再犯状況

9 関係機関の連携協力

10 職務関係者に対する研修等

- (1) 内閣府
- (2) 警察庁
- (3) 法務省
- (4) 厚生労働省
- (5) 最高裁判所 (参考)

11 広報啓発

- (1) 内閣府
- (2) 警察庁
- (3) 法務省
- (4) 厚生労働省
- (5) 最高裁判所 (参考)

12 調査研究

- (1) 内閣府
- (2) 法務省
- (3) 厚生労働省

13 民間団体に対する援助

- (1) 民間シェルター把握状況
- (2) 情報提供等
- (3) 財政的援助

14 その他の事項

- (1) 子どもに関すること
- (2) 親族・支援者等に関すること

第2 地方公共団体における取組 (P.44)

1 調査の概要

2 都道府県及び政令指定都市等における取組等の概要

- (1) 保護について
- (2) 自立支援について
- (3) 関係機関との連携協力について
- (4) 広報啓発や職務関係者の研修等について
- (5) 対応マニュアルの使用について
- (6) 支援センターの設置に向けた検討状況について

3 支援センターにおける取組等の概要

- (1) 相談窓口の開設時間等について

- (2) 相談業務の状況について
- (3) 保護について

第3 配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題について (P.47)

I 保護命令関係

- 1 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為も加えること
- 2 接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えること
- 3 保護命令の対象を親族及び支援者等に拡大すること
- 4 保護命令を発したときは、裁判所は配偶者暴力相談支援センターに通知するものとする
- 5 保護命令の迅速な発令

II 被害者の保護・自立支援関係

- 1 自立支援の充実等
- 2 自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化
- 3 広域的な連携
- 4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護・支援
- 5 子どもに対する支援体制の充実

III 配偶者暴力相談支援センター関係

- 1 婦人相談所の体制等の充実
- 2 市町村における支援センターの設置に関する支援

IV 民間団体に対する援助・連携関係

- 1 民間の団体に対する財政的援助等の支援（民間の資金の活用促進を含む）
- 2 民間団体との連携

V 加害者に対する対策関係

- 1 加害者更生
- 2 配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進
- 3 面接交渉権の制限等

VI その他

- 1 研修の充実及び人材の養成
- 2 広報啓発の充実
- 3 予防啓発
- 4 恋人等からの暴力
- 5 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との役割分担の整理及び連携

参考資料

はじめに

平成 13 年 4 月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号、以下「配偶者暴力防止法」という。）が議員立法により成立し、同年 10 月から（配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については平成 14 年 4 月から）施行された。平成 16 年 5 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 64 号、以下「改正法」という。）が議員立法により成立し、同年 12 月に施行された。

改正法には、①精神的暴力を含めるなど配偶者からの暴力の定義の拡大、②被害者の子への接近禁止命令等保護命令制度の拡充、③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する主務大臣による基本方針の策定及び都道府県による基本計画の策定等が盛り込まれた。改正法施行後、関係府省庁において運用面で改善された事項も多く、国及び地方公共団体の取組は着実に前進しつつある。

配偶者暴力防止法は、その附則において、施行後 3 年を目途として、施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置がとられる旨、規定されている。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会においては、平成 18 年 6 月以降、計 8 回の会合を開催し、配偶者暴力防止法の施行状況を調査検討し、配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題を把握・整理したところである。

この取りまとめ結果について、配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討や基本方針の見直しに役立てていただくこと、関係府省庁の施策の一層の推進に資することを心から期待している。

第1 配偶者暴力防止法の施行状況

1 基本方針及び基本計画

(1) 基本方針

改正法においては、内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされた（法第2条の2第1項）。

基本方針は、主務官庁である内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省が、関係行政機関である総務省、文部科学省及び国土交通省に協議した上で策定し、平成16年12月2日に官報告示された。検討の過程では、元被害者、民間団体代表等関係者から広く意見を聴取した。

(2) 基本計画

改正法においては、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされた（法第2条の3第1項）。

平成19年2月6日現在、基本計画を策定している都道府県は、47都道府県中46都道府県となっている。未策定の県についても、平成18年度中の策定が予定されている。

2 配偶者暴力相談支援センター

(1) 支援センターが行う業務

配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）は、被害者の保護を行う上で中心的な役割を果たす施設である。

配偶者暴力防止法では、都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、支援センターの機能を果たすようにするものとされている（法第3条第1項）。また、改正法により、市町村（特別区を含む。以下同じ。）も、当該市町村が設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすようにすることができるとされた（法第3条第2項）。

支援センターが行う業務は、

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② 医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導
- ③ 被害者及びその同伴家族の一時保護
- ④ 被害者が自立して生活することを促進するための就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助

である（法第3条第3項）。

このうち③の一時保護については、婦人相談所が自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うこととなっている（法第3条第4項）。

(2) 支援センターの機能を果たす施設

支援センターに関する規定が施行された平成14年4月には、支援センターの機能を果たす施設は全国で87施設だったが、平成15年には103施設、平成16年には106施設、平成17年には120施設と、年々施設数が増加し、平成18年11月1日現在では、47都道府県166施設及び4市5施設の合計171施設となっている。

171施設の内訳をみると、

婦人相談所	47施設
女性センター等	19施設
福祉事務所・保健所	76施設
児童相談所	9施設
その他（県庁等）	20施設

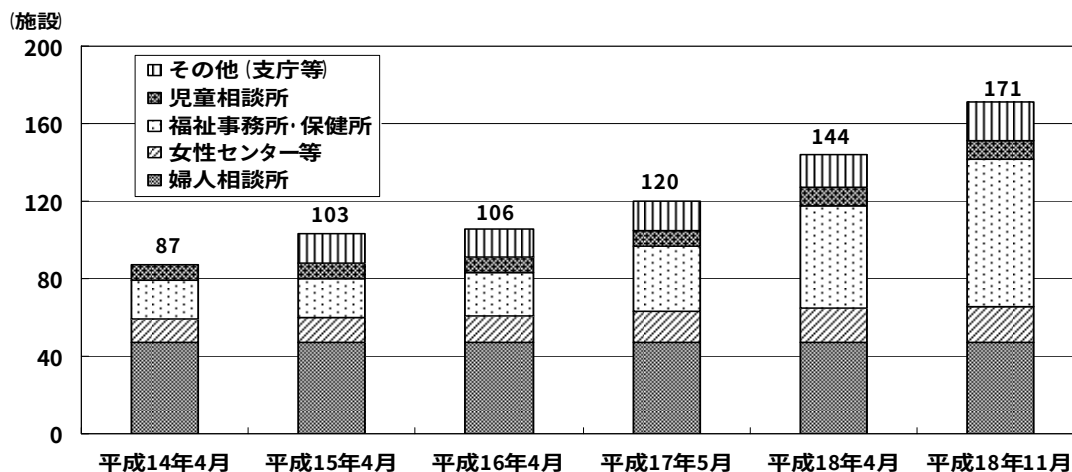
となっている。

市町村が設置した5施設のみについてみると、その内訳は、

女性センター等	2 施設
その他（県庁等）	3 施設

となっている。

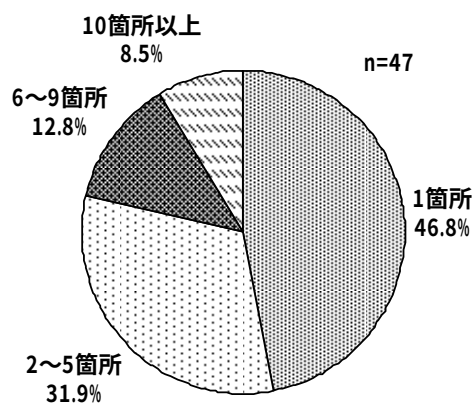
■支援センターの設置数の推移



資料出所：内閣府調べ

都道府県別にみると、婦人相談所のみが支援センター機能を果たしているのが 22 府県で、全体の 46.8%となっている。都道府県において、支援センターの機能を果たしている施設が2～5箇所あるのが 15 都県（31.9%）、6～9箇所が6府県（12.8%）、10箇所以上あるのが4道県（8.5%）となっている。

■支援センターの設置数（47 都道府県）



資料出所：内閣府調べ

(3) 中心となる施設及び支援センター取りまとめ部局

内閣府は、各都道府県知事あての通知「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成 13 年 10 月 30 日付け府共第 592 号）において、支援センターの業務を円滑に行うため、その業務を取りまとめる部局を決定し、当該部局を中心に各種施策を推進するよう助言している。

また、都道府県内の複数の施設において支援センター機能を果たす場合に、中心となる施設を指定し、複数の施設間の連携を図ることも併せて助言している。

各都道府県における支援センター取りまとめ部局の状況は、平成 18 年 11 月 1 日現在、福祉担当部局が 32 府県（68%）、男女共同参画担当部局が 15 都道県（32%）となっている。

平成 18 年 11 月 1 日現在、複数の施設が支援センター機能を果たしている 25 都道府県について、中心となる施設は、

婦人相談所	22 府県
女性センター	2 都県 ※ 東京都、福井県
その他（道庁）	北海道

となっている。

3 通報

(1) 通報

配偶者からの暴力は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も配偶者からの報復や家庭の事情等様々な理由から保護を求めることをためらうことも考えられる。被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めることを目的に、配偶者暴力防止法では、配偶者から身体に対する暴力を受けている者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないこととされている（法第6条第1項）。

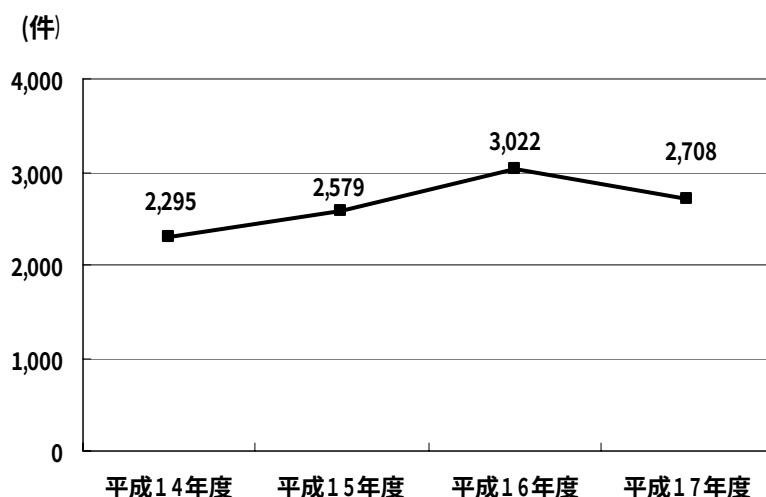
また、医療関係者が業務を行うに当たって配偶者からの身体に対する暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見した場合には、支援センター又は警察官に通報することができることとされ（法第6条第2項）、当該通報は守秘義務違反に当たらないとされている（法第6条第3項）。

(2) 支援センターへの通報

支援センターが第6条による通報を受けた件数は、平成14年4月から平成18年3月までの4年間で、10,604件である。

年度別にみると、平成14年度が2,295件、平成15年度が2,579件、平成16年度が3,022件、平成17年度が2,708件となっている。

■支援センターへの通報件数



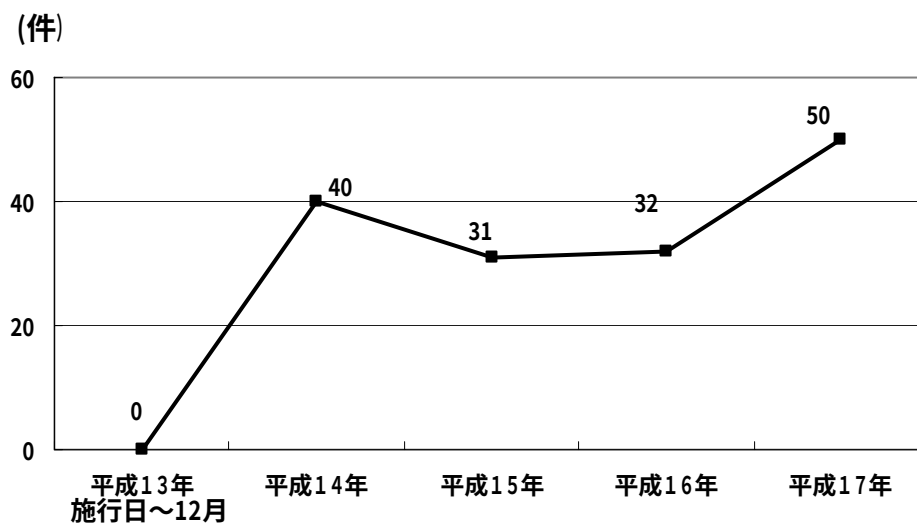
資料出所：内閣府調べ

(3) 警察への通報

警察が第6条第2項による医療関係者からの通報を受けた件数は、平成13年10月13日から平成17年12月31日までに、153件である。

年間件数の推移をみると、平成13年（10月13日から12月31日まで）が0件、平成14年が40件、平成15年が31件、平成16年が32件、平成17年が50件となっている。

■警察への医療関係者からの通報件数



資料出所：警察庁調べ

4 相談

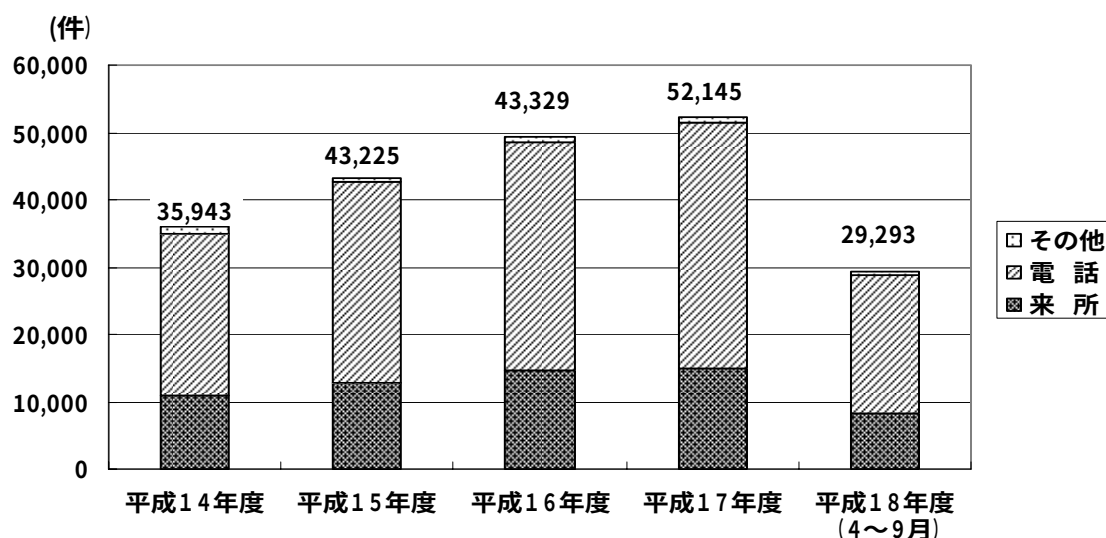
(1) 支援センター

ア 相談総件数

平成 14 年 4 月から平成 18 年 9 月までに全国の支援センターに寄せられた配偶者からの暴力が関係する相談は、209,935 件である。

年度別にみると、平成 14 年度が 35,943 件、平成 15 年度が 43,225 件、平成 16 年度が 49,329 件、平成 17 年度が 52,145 件、平成 18 年度（4 月から 9 月）は 29,293 件と年々増加している。

■支援センターにおける相談件数の推移



資料出所：内閣府調べ

イ 相談の形態別件数

平成 17 年度の 52,145 件について、相談件数を形態別にみると、電話相談が 36,475 件で全体の 69.9%、来所相談が 14,864 件で全体の 28.5%、その他の相談が 806 件で全体の 1.5%となっている。

ウ 性別相談件数

平成 17 年度の 52,145 件について、性別にみると、女性からの相談が 51,770 件(99.3%)、男性からの相談が 375 件(0.7%)で、女性からの相談がほとんどを占めている。

エ 加害者との関係別相談件数

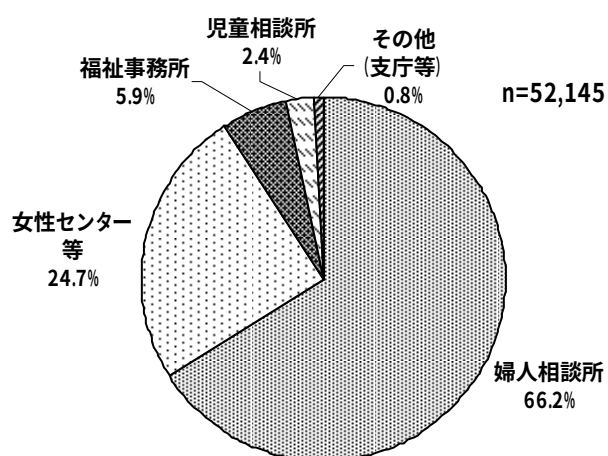
平成 17 年度の 52,145 件について、相談者と加害者との関係は、婚姻関係（婚姻の

届出あり。)がある場合が最も多く 44,418 件 (85.2%)、婚姻の届出はしてないが事実上婚姻関係と同様の関係にある場合が 3,519 件 (6.7%)、既に離婚している場合が 3,329 件 (6.4%) となっている。

オ 施設の種別別相談件数

平成 17 年度の 52,145 件について、施設の種別別にみると、婦人相談所が 34,528 件 (66.2%) と最も多く、次いで、女性センター等が 12,885 件 (24.7%)、福祉事務所が 3,054 件 (5.9%) となっている。

■施設の種別別



資料出所：内閣府調べ

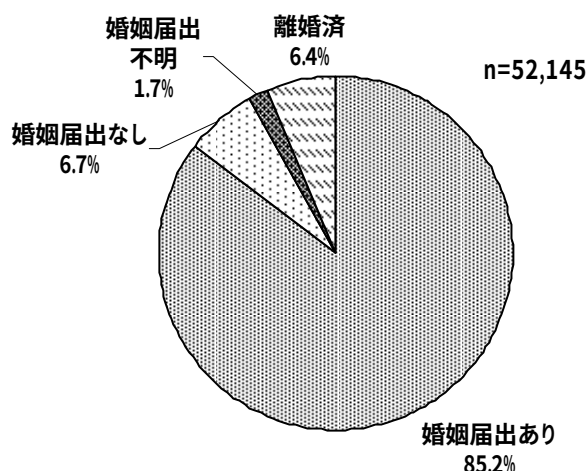
カ 都道府県別相談件数

平成 17 年度の 52,145 件について、都道府県別にみると、東京都 (7,694 件)、大阪府 (4,212 件)、千葉県 (3,592 件)、神奈川県 (3,053 件) と相談件数が 3,000 件を超えるところもあるが、一方で、山梨県 (149 件)、福井県 (151 件) と 150 件程度のところもある。

平成 17 年度の相談件数が、1～499 件は 15 県、500～999 件は 15 県、1,000～1,999 件は 11 道府県、2,000～2,999 件は 2 県、3,000 件以上は 4 都府県となっている。1 都道府県当たりの平均相談件数は、1,109 件となっている。

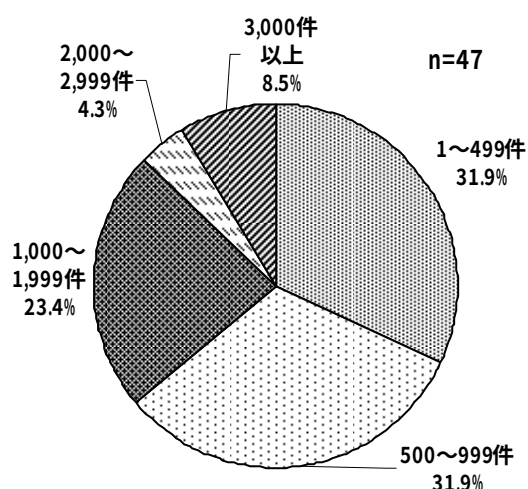
都道府県別の相談件数について、人口比でみると、人口 1 万人当たりの相談件数が最も多いのは佐賀県の 15 件で、次いで、岡山県 (11 件)、青森県 (9 件)、滋賀県 (8 件)、群馬県 (8 件)、徳島県 (8 件) となっている。人口 1 万人当たりの相談件数が少ないのは、岐阜県、新潟県、福岡県の 1.4 件である。

■加害者との関係別



資料出所：内閣府調べ

■都道府県別相談件数



資料出所：内閣府調べ

キ 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

改正法において、被害者の国籍、障害の有無等を問わず、その人権を尊重することが明確化された（法第 23 条）。

支援センターに寄せられた日本語が十分に話せない被害者からの相談は、平成 17 年度については、1,025 件となっている。

相談件数を形態別にみると、電話相談が 568 件で全体の 51.2%、来所相談が 380 件で全体の 40.3%、その他の相談が 77 件で全体の 8.5%となっている。

外国語の種類別にみると、タガログ語が 480 件（46.8%）と多く、次いで中国語が 215 件（21.0%）、韓国語が 90 件（8.8%）、ポルトガル語が 54 件（5.3%）となっている。

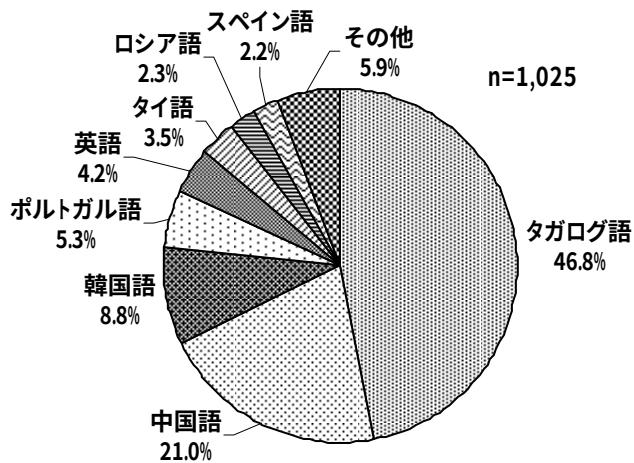
ク 障害者である被害者からの相談件数

支援センターに寄せられた障害者である被害者からの相談は、平成 17 年度については、2,471 件となっている。

相談件数を形態別にみると、電話相談が 1,577 件で全体の 63.8%、来所相談が 818 件で全体の 33.1%、その他の相談が 76 件で全体の 3.1%となっている。

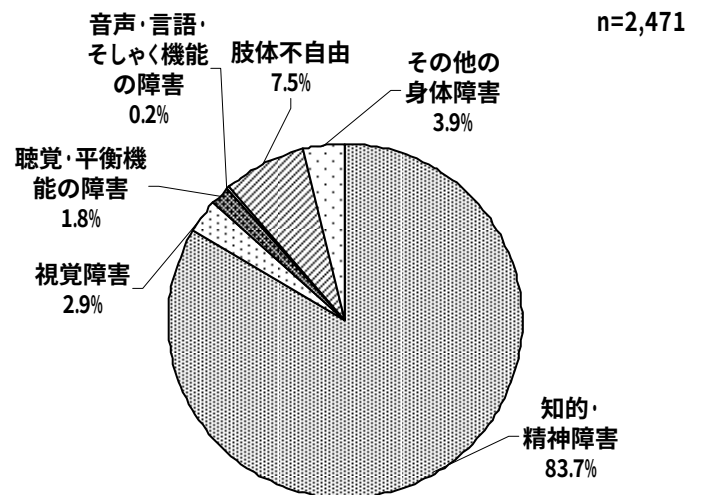
障害の種類別にみると、知的・精神障害のある被害者の相談は 2,069 件（83.7%）と多く、身体障害は 402 件（16.3%）となっている。身体障害では、肢体不自由が 185 件（7.5%）と多く、次いで視覚障害が 71 件（2.9%）、聴覚・平衡機能の障害が 45 件（1.8%）となっている。

■外国語の種類別



資料出所：内閣府調べ

■障害の種類別



資料出所：内閣府調べ

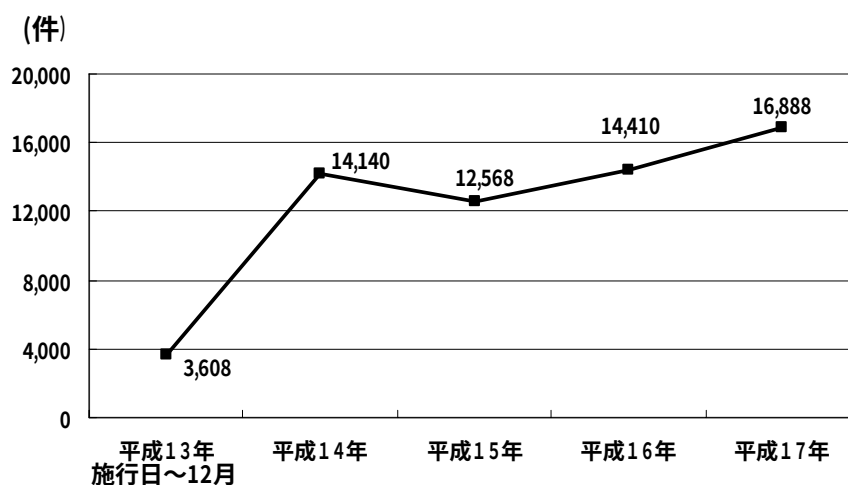
(2) 警察

ア 対応件数

警察において、配偶者暴力防止法が施行された日から平成 17 年 12 月 31 日までに、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数は、61,614 件である。

年間対応件数の推移をみると、平成 13 年(10 月 13 日から 12 月 31 日まで)が 3,608 件、平成 14 年が 14,140 件、平成 15 年が 12,568 件、平成 16 年が 14,410 件、平成 17 年が 16,888 件と、この 3 年で増加している。

■警察における暴力相談等の対応件数の推移



資料出所：警察庁調べ

イ 被害者の性別対応件数

平成 17 年中に対応した 16,888 件について、性別にみると、女性からの相談等が 16,481 件（97.6%）で、男性からの相談等が 407 件（2.4%）となっており、女性からの相談等がほとんどを占めている。

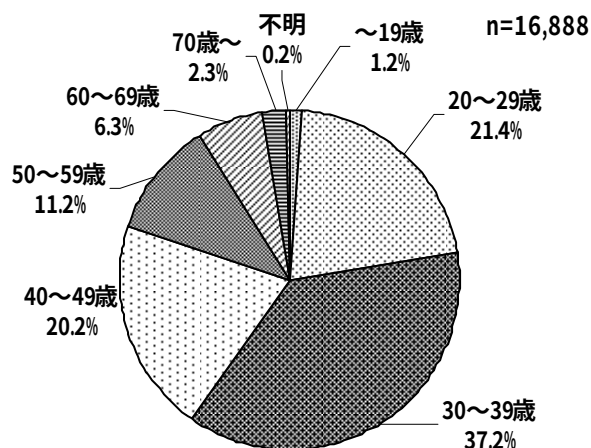
ウ 被害者の年齢別対応件数

平成 17 年中に対応した 16,888 件について、年齢別にみると、30 歳代の方からの相談等が 6,286 件（37.3%）と最も多くなっており、20 歳代が 3,616 件（21.4%）、40 歳代が 3,410 件（20.2%）と続いている。

エ 加害者との関係別対応件数

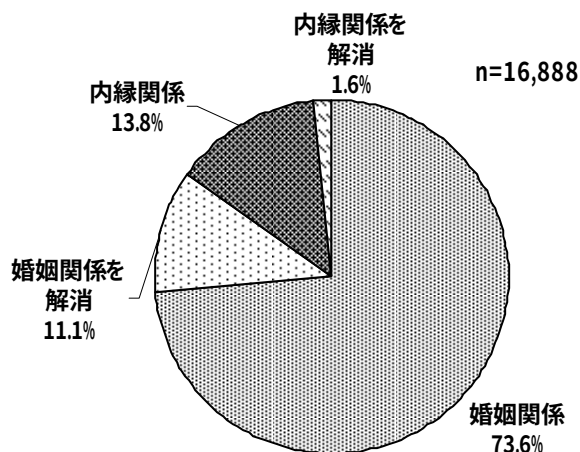
平成 17 年中に対応した 16,888 件について、相談者と加害者との関係は、婚姻関係（婚姻の届出がある場合）が 12,427 件（73.6%）、婚姻の届出はしてないが事実上婚姻関係と同様の関係にある場合が 2,325 件（13.8%）、婚姻関係を解消したが 1,870 件（11.1%）となっている。

■被害者の年齢別



資料出所：警察庁調べ

■加害者との関係別



資料出所：警察庁調べ

オ 警察が執った措置

平成 17 年中に対応した 16,888 件について、警察が執った措置（複数計上）は次のとおりとなっている（割合は 16,888 件中の割合を算出したもの）。

被害者への防犯指導	10,451 件（61.9%）
保護命令制度の説明	10,105 件（59.8%）

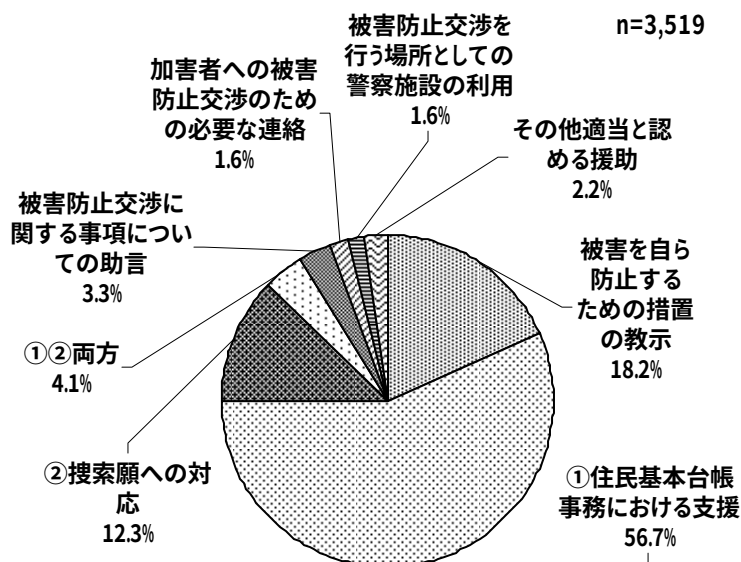
警察本部長等の援助	3,519 件 (20.8%)
加害者への指導警告	3,099 件 (18.4%)
関係機関への連絡	2,793 件 (16.5%)
警戒活動	1,471 件 (8.7%)
他法令による検挙	1,367 件 (8.1%)

カ 警察本部長等の援助

改正法では、警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長は、配偶者からの身体に対する暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うものとされた（法第8条の2）。

平成 17 年中に配偶者からの暴力事案に対して、警察本部長等の援助を行った件数は、3,519 件となっている。その内訳は、住民基本台帳事務における支援が 1,994 件（56.7%）、被害を自ら防止するための措置の教示が 641 件（18.2%）、捜索願への対応が 433 件（12.3%）、住民基本台帳事務における支援と捜索願への対応を併せて行ったものが 143 件（4.1%）、被害防止交渉に関する事項についての助言が 117 件（3.3%）などとなっている。

■警察本部長等の援助



資料出所：警察庁調べ

キ 他法令による検挙等

平成 17 年中に配偶者からの暴力事案に対して、他法令による検挙を行った件数は 1,367 件である。その内訳は、傷害が 887 件（64.9%）、暴行が 202 件（14.8%）、殺人が 87 件（6.4%）、器物損壊が 39 件（2.9%）となっている。

また、配偶者からの暴力事案におけるストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）の運用状況としては、平成 17 年中、警告が 26 件、ストーカー行為罪での検挙が 2 件となっている。

(3) 婦人相談員

ア 婦人相談員の配置状況

婦人相談員は、売春防止法（昭和 31 年法律 118 号）に基づき、社会的信望があり、かつ熱意と識見を持っている者のうちから、都道府県知事又は市長が委嘱し、要保護女子等の発見、相談、指導等を行うものとしている。また、配偶者暴力防止法に基づき、被害者の相談に応じ必要な指導を行うことができるとしている。

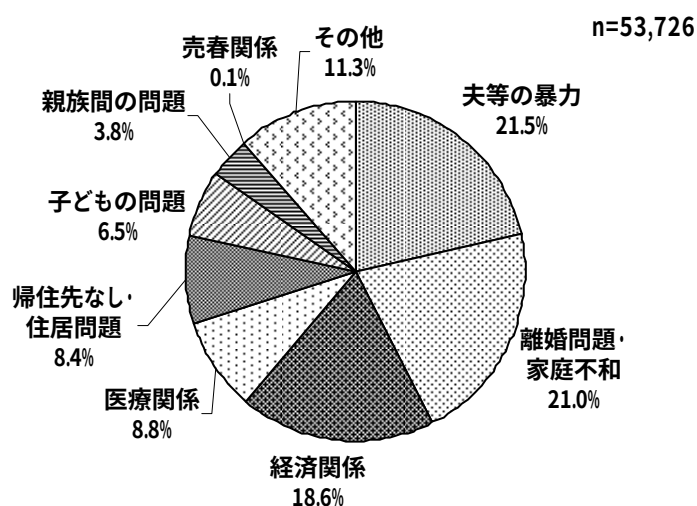
平成 18 年 4 月 1 日現在、全国の婦人相談員の数 は 915 人であり、47 都道府県に 432 人、221 市に 483 人が配置されている。

イ 婦人相談員による相談件数

婦人相談所以外の福祉事務所等に配置される婦人相談員が受け付けた相談件数は、平成 17 年度実人員で 102,953 件であり、そのうち「来所による相談」が 53,726 件、「電話相談」が 46,326 件、「巡回相談、出張相談による相談」が 2,186 件、その他が 715 件となっている。

「来所による相談」の主訴別内訳では、「夫等の暴力」が 11,540 件（21.5%）と最も多く、次いで、「離婚問題・家庭不和」が 11,298 件（21.0%）、「経済関係」が 9,972 件（18.6%）等となっている。

■婦人相談員による来所相談実人員の主訴別内訳



資料出所：厚生労働省調べ

(4) 人権擁護機関

ア 人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設け、配偶者からの暴力を含めた相談を受け付けている。

イ 相談件数

平成 17 年に「女性の人権ホットライン」が受け付けた相談は、24,321 件となっている。その主な相談内訳は、暴行虐待が 2,285 件（9.4%）、強制・強要（セクハラ・ストーカー除く）が 2,758 件（11.3%）、セクハラが 705 件（2.9%）、ストーカーが 286 件（1.2%）、その他が 18,287 件（75.2%）となっている。

5 一時保護

(1) 一時保護件数の推移

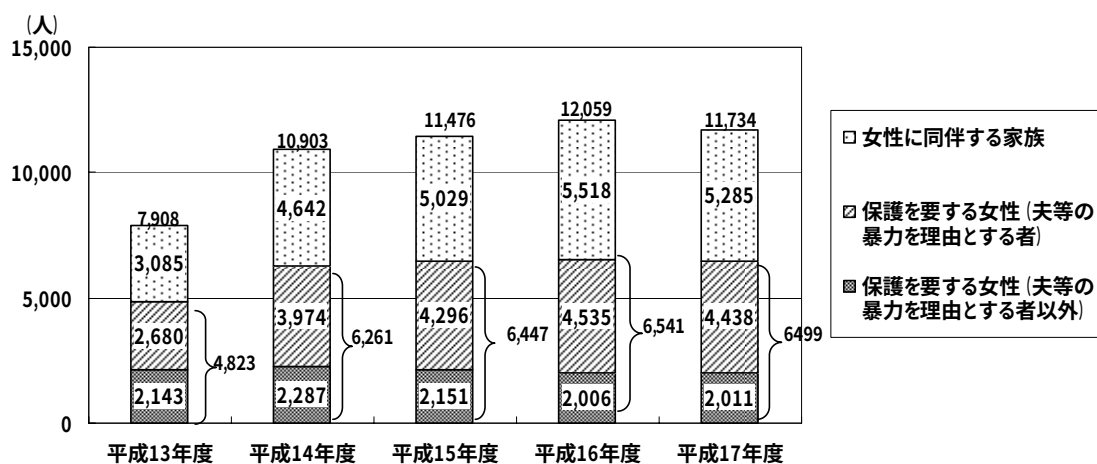
婦人相談所は、売春防止法に基づき、保護を要する女性を一時保護する施設を設け、一時保護を行うこととされている。また、配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護について、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとしている。

年度別にみると、平成13年度が7,908人（女性4,823人、同伴家族3,085人）、平成14年度が10,903人（女性6,261人、同伴家族4,642人）、平成15年度が11,476人（女性6,447人、同伴家族5,029人）、平成16年度が12,059人（女性6,541人、同伴家族5,518人）、平成17年度が11,734人（女性6,449人、同伴家族5,285人）となっている（他施設への一時保護委託を含む）。

また、一時保護された女性のうち、夫等の暴力を理由とする者は、平成13年度が2,680人（55.5%）、平成14年度が3,974人（63.5%）、平成15年度が4,296人（66.6%）、平成16年度が4,535人（69.3%）、平成17年度が4,438人（68.8%）と、6割から7割と高くなっている。

なお、平成17年度においては、一時保護された同伴家族のうち、夫等の暴力を理由とする者に同伴した家族は、4,483人（84.8%）となっている。

■婦人相談所による一時保護件数の推移

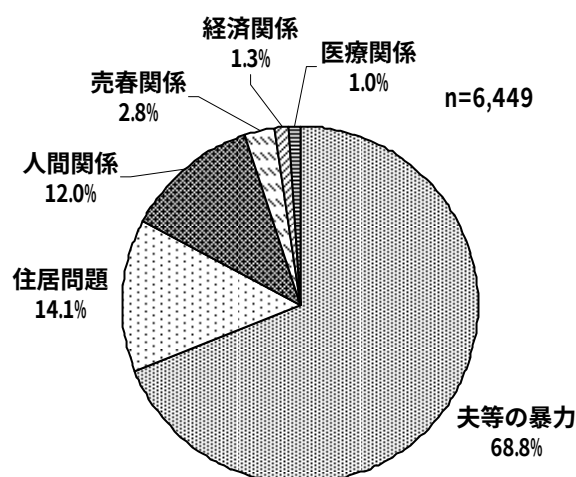


資料出所：厚生労働省調べ

(2) 一時保護の理由

平成17年度に一時保護された女性（6,449人）の一時保護の理由としては、「夫等からの暴力」が4,438人（68.8%）と最も多く、次いで「住居問題」が911人（14.1%）、「人間関係」が772人（12.0%）となっている。

■一時保護の理由（平成 17 年度）



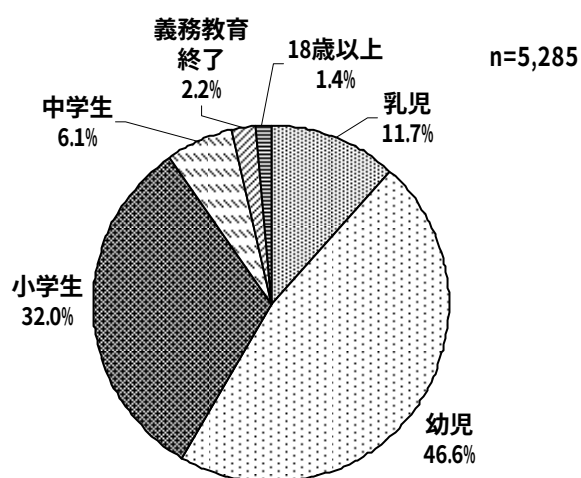
資料出所：厚生労働省調べ

(3) 一時保護された同伴家族の状況

平成 17 年度に一時保護された同伴家族（5,285 人）のうち、児童が占める割合は 98.6%となっている。幼児が 2,465 人（46.6%）で最も多く、次いで小学生が 1,691 人（32.0%）、乳児が 619 人（11.7%）となっている。

また、このうち「夫等の暴力」を理由に一時保護された女性の同伴家族は 4,483 人であり、児童の占める割合は、98.7%となっている。同伴家族の内訳は、幼児 2,080 人(46.4%)が最も多く、小学生 1,452 人(32.4%)、乳児 505 人(11.3%)等となっている。

■一時保護された同伴家族の状況



資料出所：厚生労働省調べ

(4) 平均在所日数

平成 17 年度の婦人相談所による一時保護における女性及びその同伴する家族の平均在所日数は 15.2 日となっている。

(5) 婦人相談所からの一時保護委託人数

平成 17 年度に、配偶者暴力防止法及び人身取引対策行動計画に基づき、婦人相談所から他施設に一時保護を委託した件数は 3,125 人である。その内訳は、被害者本人が 1,409 人、同伴家族が 1,716 人となっている。

婦人相談所により一時保護が委託された被害者及びその同伴家族の平均在所日数は 14.5 日となっている。

なお、このうち「夫等の暴力」を理由に一時保護を委託した件数は 3,012 名であった。

(6) 委託先施設

平成 18 年 4 月 1 日現在、配偶者暴力防止法に基づき、都道府県が被害者等の一時保護について委託契約している施設は 229 施設あり、その内訳は次のとおりである。

母子生活支援施設	83 施設
民間団体	81 施設
婦人保護施設	18 施設
児童養護施設・乳児院	23 施設
障害児者施設	9 施設
老人関係施設	7 施設
救護施設	4 施設
その他	4 施設

(7) 一時保護後の主な状況

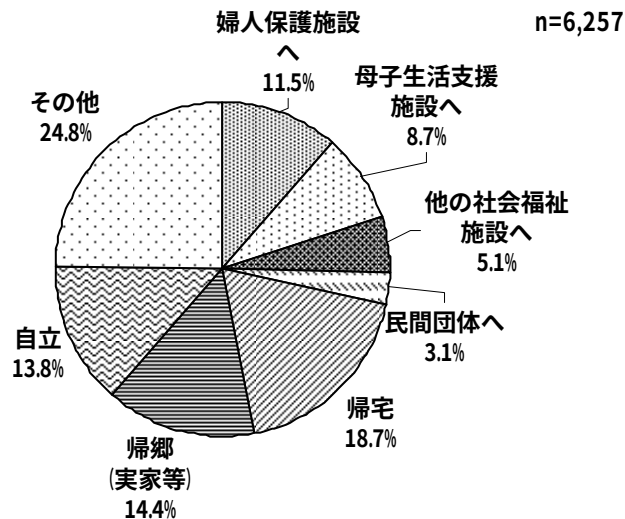
平成 17 年度に婦人相談所により一時保護されて退所した女性（6,257 人）の、一時保護後の主な状況は、婦人保護施設、母子生活支援施設、他の社会福祉施設、民間団体といった「施設等への入所」が 1,768 人（28.3%）と最も多く、次いで「帰宅」が 1,172 人（18.7%）、「帰郷（実家等）」が 902 人（14.4%）、「自立」が 866 人（13.8%）等となっている。

また、このうち「夫等の暴力」を理由とする者（4,203 人）については、「施設等への入所」が 943 人（22.4%）と最も多く、次いで「帰宅」が 862 人（20.5%）、「帰郷（実家等）」が 716 人（17.0%）、「自立」が 577 人（13.7%）等となっている。

同伴家族（4,685 人）のうち、4,510 人（96.3%）は女性と同じ移行先へ、137 人（2.9

%）の児童は児童相談所に保護された。

■一時保護後の主な状況



資料出所：厚生労働省調べ

(8) 広域的な対応

配偶者からの暴力の被害者については、加害者からの安全な保護のために、地方公共団体において広域的な対応を求められることも多い。

厚生労働省は、各都道府県民生主管部（局）長あての通知「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」（平成 16 年 12 月 28 日付け雇児福発第 1228001 号）において、広域的な対応を行った場合の費用負担等について、地方公共団体間のルールを提示し、適切な支援を行うよう助言している。

6 保護

(1) 婦人保護施設

ア 施設数

婦人保護施設は売春防止法に基づく要保護女子を収容保護する施設で、都道府県、市町村又は社会福祉法人が設置することができるとなっている。

配偶者暴力防止法により、都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができるとなっている（法第5条）。

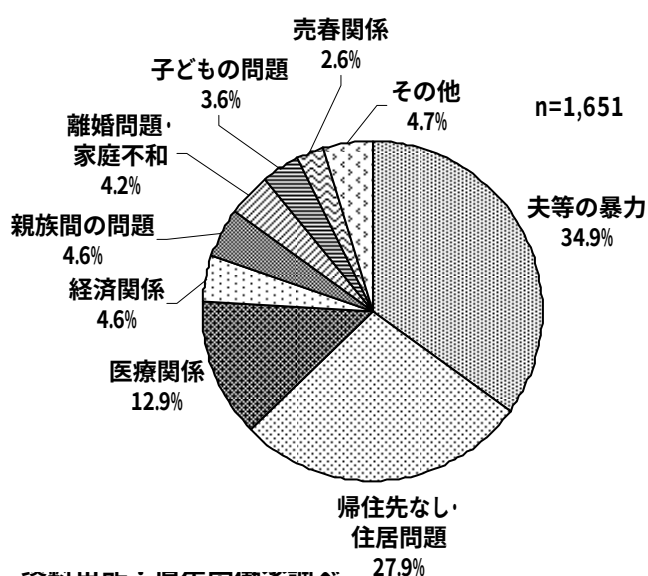
平成 18 年 4 月 1 日現在、40 都道府県に 50 施設が設置されている。

イ 在所者数及び入所理由

平成 17 年度における婦人保護施設の在所者数は、1,651 人となっている。

在所者の主たる入所理由は、「夫等の暴力」が 576 人（34.9%）と最も多く、次いで、「帰住先なし・住居問題」が 460 人（27.9%）、「医療問題」が 213 人（12.9%）等となっている。

■婦人保護施設への入所理由



(2) 母子生活支援施設

ア 施設数

母子生活支援施設は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設」

とされ、児童が満 20 歳に達するまで在所させることができる。

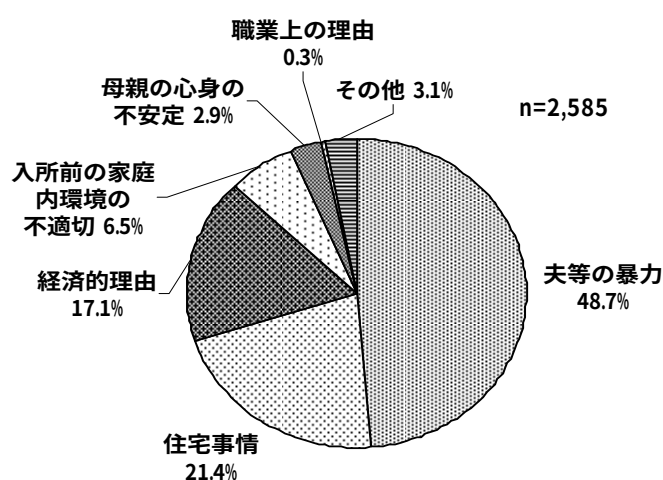
平成 18 年 3 月末現在、全国に 285 施設が設置されており、うち、公立が 174 施設、私立が 111 施設となっている。

イ 入所世帯数及び入所理由

平成 17 年度に母子生活支援施設に入所している世帯数は、4,108 世帯となっており、入所率は 72.6%である（定員は 5,660 世帯）。

平成 17 年度において新規に入所した 2,585 世帯の状況は、「夫等の暴力」を入所理由とするものが 1,258 世帯（48.7%）と最も多く、次いで、「住宅事情」が 552 世帯（21.4%）、「経済的理由」が 443 世帯（17.1%）、「入所前の家庭内環境の不適切」が 169 世帯（6.5%）等となっている。

■母子生活支援施設の新規入所世帯の状況



資料出所：厚生労働省調べ

7 自立支援

(1) 就業の促進

被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することは極めて重要である。

基本方針においては、支援センターは、被害者の状況に応じて公共職業安定所、職業訓練施設、職業訓練制度等についての情報提供と助言を行い、事案に応じて当該関係機関と連絡調整を行うなど、被害者の就業に向けた支援に努めることが必要であるとしている。また、公共職業安定所や職業訓練施設において、被害者の自立支援のために適切な対応を講ずるよう努めることが必要であるとしている。

厚生労働省は、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するため、都道府県、指定都市、中核市において、職業相談から技能講習、就業情報の提供等一貫した就労支援サービスや養育費の確保等生活支援サービスを行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の実施を推進している。平成 16 年 12 月 2 日には、各都道府県知事あての通知「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』の施行等について」（平成 16 年 12 月 2 日付け府共第 748 号・雇発第 1202004 号）において、母子家庭等就業・自立支援センター事業の対象者を「夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む」こととし、被害者の就業に向けた支援を行っている。

(2) 住宅の確保

被害者の自立を支援するためには、被害者の居住の安定を図ることは極めて重要である。

基本方針においては、国及び地方公共団体は被害者が自立して生活することができるように、受け皿となる住宅の確保に努めることが必要であるとしている。特に、公営住宅への入居について、地方公共団体において、地域の住宅事情や公営住宅ストックの状況等を総合的に勘案しつつ、優先入居や被害者が若年単身である場合に対応した目的外使用の実施などについて特段の配慮を行うことが必要であるとしている。

平成 17 年 12 月 2 日に、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）の一部が改正され、配偶者からの暴力の被害者について、公営住宅へ単身で入居することが可能となった。

国土交通省は、被害者の居住の安定を図り、その自立を支援するため、各都道府県知事あて通知「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日付け国住総第 191 号・平成 17 年 12 月 26 日一部改正）において、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、

事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であることを明らかにするとともに、収入の額の認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求めている。また、同通知において、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であることを示している。

さらに、関係業界団体の長に対し、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合、民間の家賃債務保証会社等に関する情報の提供について、支援センターとの連携を図ることを要請している（平成 16 年 12 月 3 日付け国総動流第 33 号・国住マ第 23 号）。

(3) 援護

生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により、保有する資産、能力等あらゆるものを活用しても、なお最低限度の生活を維持することができない者に対して、最低生活費の不足分に限って保護費を支給するとともに、その自立を助長するものである。

厚生労働省では、配偶者からの暴力による被害者に対する生活保護の適用については、保護の要件を満たす場合には適切に保護を適用するよう、「『配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律』の施行等に伴う生活保護制度における留意事項について」（平成 16 年 12 月 10 日付け社援保発第 1210001 号により周知している。

また、児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）の規定に基づく児童扶養手当の支給については、夫から子を連れて逃げた配偶者からの暴力による被害者であって離婚が成立していない者について、その児童の父の監護意思及び監護事実が客観的に認められず、かつ、母に離婚の意思がある場合に、父がその児童を遺棄していると判断し、この状態が一年以上継続している場合には、他の支給要件を満たす場合に限り、児童扶養手当を支給することとされている（昭和 55 年 6 月 20 日付け児企第 25 号）。

児童手当については、小学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等に支給することとされている。また、児童手当については、平成 18 年 3 月 31 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知により、受給者から受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等によって児童手当等の支給事由がすべて消滅した者と確認したときは、職権に基づいて受給事由消滅の処理ができることとなっており、その手続については、厚生労働省から都道府県知事を通じて市町村長に周知している。

(4) 健康保険

健康保険においては、被扶養者は被保険者と生計維持関係にあることが必要であり、生計維持関係がなければ被扶養者から外れることとなる。また、国民健康保険組合の行う国民健康保険においては、組合員の世帯に属していなければ、その対象から外れることとなり、市町村の行う国民健康保険は、事実上の住所及び他の公的医療保険に加入していないことの確認により、配偶者とは別の世帯としての加入が可能である。

基本方針においては、支援センターは、これらについて、被害者から医療保険に関わる相談があった場合に、社会保険事務所、国民健康保険組合及び市町村において相談すべきことなど、事案に応じた情報提供等を行うことが必要であるとしている。

厚生労働省及び社会保険庁は、基本方針を受け、平成 16 年 12 月 2 日に各地方社会保険事務局長あての通知「配偶者からの暴力を受けた者に係る被扶養者認定の取扱いについて」（平成 16 年 12 月 2 日付け保保発第 1202002 号・庁保発第 1202001 号）を、また、平成 16 年 12 月 6 日に各都道府県民生主管部（局）長あての通知「配偶者からの暴力を受けた者に係る被保険者資格の取扱いについて」（平成 16 年 12 月 6 日付け保国発第 1206001 号）を発出し、被害者は、婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者へ申し出ることにより、被扶養者又は組合員の世帯に属する者から外れることができることとした。

社会保険庁では、各地方社会保険事務局長に対し、配偶者である被保険者が、社会保険事務所への照会や窓口への来訪することがあった場合においても、被害者の居所等が判明することがないよう、被害者の保護に十分配慮することを連絡している。また、厚生労働省においても、国民健康保険組合において同様の配慮がなされるよう、各都道府県民生主管部（局）長に連絡している。

(5) 国民年金

被害者が国民年金の第 3 号被保険者（会社員、公務員などの被扶養配偶者）であって、当該被害者がその配偶者の収入により生計を維持しなくなった場合は、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者となる手続きが必要となる。

基本方針においては、支援センターは、被害者から国民年金に関する相談があった場合、①上記の手続きは、現在住んでいる市町村において行うこと、②その際、年金手帳が必要となること、③第 1 号被保険者になった場合は、自らが保険料を負担する義務が生じること、④生活保護法による扶助を受けている場合や、経済的に保険料の納付が困難な場合等は、保険料の免除制度等があることから、市町村において相談することについて、情報提供等を行うことが必要であるとしている。

(6) 同居する子どもの就学

被害者の保護と自立の支援を図る上で、同居する子どもの就学に関する問題は、極めて重要である。改正法では、被害者と同居する未成年の子どもに対しても接近禁止命令の発令が可能とされた（法第 10 条第 2 項）。

基本方針においては、支援センターは、被害者や被害者と同居している子どもに対して接近禁止命令が発令された場合にはその旨を学校に申し出るよう被害者に促すことが必要であるとし、教育委員会や学校は、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を適切に管理することが必要であるとしている。また、支援センターは、教育委員会や学校と連携し、被害者に対し、必要に応じ、同居する子どもの就学について情報提供等を行うことが必要であるとしている。

文部科学省においては、各国公私立大学、各国公私立高等専門学校、国立教育政策研究所、各都道府県・指定都市教育委員会、各独立行政法人に対し、基本方針が官報告示されたこと及び今後、基本方針に即し、都道府県で基本計画が策定されることへの留意を連絡するとともに、各都道府県教育委員会においては、このことについて、域内の市町村教育委員会等に周知するよう依頼している。

(7) 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者の保護を図るため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等）の一部改正が行われ、平成 16 年 7 月 1 日以降、各市町村において必要な支援措置が実施されている。

配偶者からの暴力の被害者から申出を受け付けた市区町村長は、支援措置の必要性について、警察等の意見を聴き、確認した上で、①住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、i) 加害者からの申出については拒否し、ii) 支援対象者本人からの申出については、閲覧制度ではなく、住民票の写しの交付制度により対応することが適当とし、iii) その他の第三者からの申出については、厳格な本人確認、利用目的等の厳格な審査を行うこととしている。また、②住民票の写し等の交付については、i) 加害者からの請求については、不当な目的があるものとして拒否し、ii) 支援対象者本人からの請求については、厳格な本人確認を行うこととし、また、代理人若しくは使者又は郵送による請求を基本的には認めず、iii) その他の第三者からの請求については、厳格な本人確認、請求事由の厳格な審査を行うこととしている。

総務省は、平成 18 年 10 月 4 日に、各都道府県住民基本台帳担当部長あての通知「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置に係

る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」(平成 18 年 10 月 4 日付け総行市第 136 号)において、支援措置に係る留意点を通知し、市町村に周知することを依頼している。

(8) 訴状等における住所の記載

平成 16 年 12 月に制定された犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)に基づき、内閣府に犯罪被害者等施策推進会議が設置され、平成 17 年 12 月には、犯罪被害者等基本計画が策定された。犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画における「犯罪被害者等」には、配偶者からの暴力の被害者も含まれることとなっている。

これらの動向を受け、平成 17 年 11 月 8 日に、最高裁判所は、各裁判所に対し、犯罪被害者等から、加害者等に実際の居住地を知られると危害を加えられるおそれがあるなど、実際の居住地を記載しないことにつき、やむを得ない理由がある旨の申出がされた場合には、訴状等に実際の居住地を記載することを厳格に求めることはせずに、これを受け付けることが相当と考えられるので、この点につき、関係部署の担当者に周知するよう依頼している。

8 保護命令

(1) 保護命令の制度

保護命令とは、配偶者から身体に対する暴力を受けた被害者が、更なる配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者からの申立てにより、裁判所が発する命令である。命令には、配偶者に対して、被害者への接近等を禁止する接近禁止命令や、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去を命じる退去命令がある。

改正法により、被害者と同居している未成年の子について、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることなどから、被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとされた（法第 10 条第 2 項）。

また、離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、裁判所が保護命令を発することとされた（法第 10 条第 1 項柱書）。

さらに、退去命令については、期間が 2 週間から 2 か月間に拡大されたほか、退去命令の再度の申立てが認められた。退去命令においては、被害者と共に生活の本拠としている住宅からの退去に加え、当該住居の付近のはいかいも禁止されることとなった（法第 10 条第 1 項第 2 号）。加えて、保護命令の再度の申立てを行う場合、支援センターの職員又は警察職員に対する相談等の事実が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付が不要とされた（法第 18 条第 2 項）。

(2) 保護命令事件処理状況

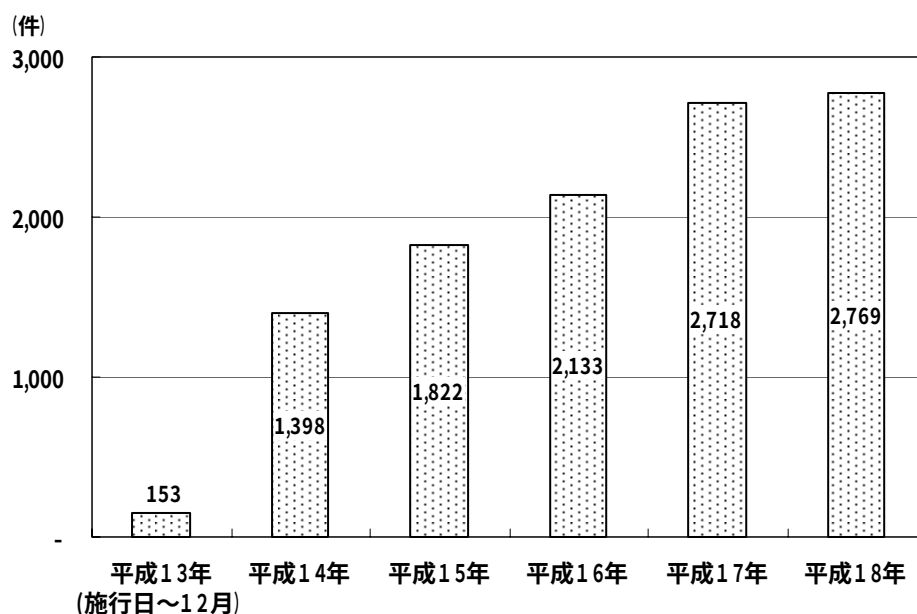
平成 13 年 10 月 13 日の配偶者暴力防止法施行から平成 18 年 12 月末日までの間に裁判所に保護命令の申立てがなされた件数は 11,055 件であり、そのうち、同期間中に既済となった件数は 10,993 件である。既済となった件数の内訳をみると、

保護命令発令	8,785 件
却下	517 件
取下げ等	1,691 件

となっている。

年度別にみると、既済件数及びそのうちの保護命令発令件数は、平成 13 年（10 月 13 日から 12 月 31 日まで）が 153 件（うち保護命令発令は 123 件）、平成 14 年が 1,398 件（同 1,128 件）、平成 15 年が 1,822 件（同 1,468 件）、平成 16 年が 2,133 件（同 1,717 件）、平成 17 年が 2,718 件（同 2,141 件）、平成 18 年が 2,769 件（同 2,208 件）となっており、ともに年々増加している。

■保護命令事件の既済件数の推移



(最高裁判所提供の資料による。)

改正法が施行された平成16年12月以降についてみると、同年12月1日以降に既済となった件数は5,702件であり、その内訳をみると、

保護命令発令	4,523 件
却下	300 件
取下げ等	879 件

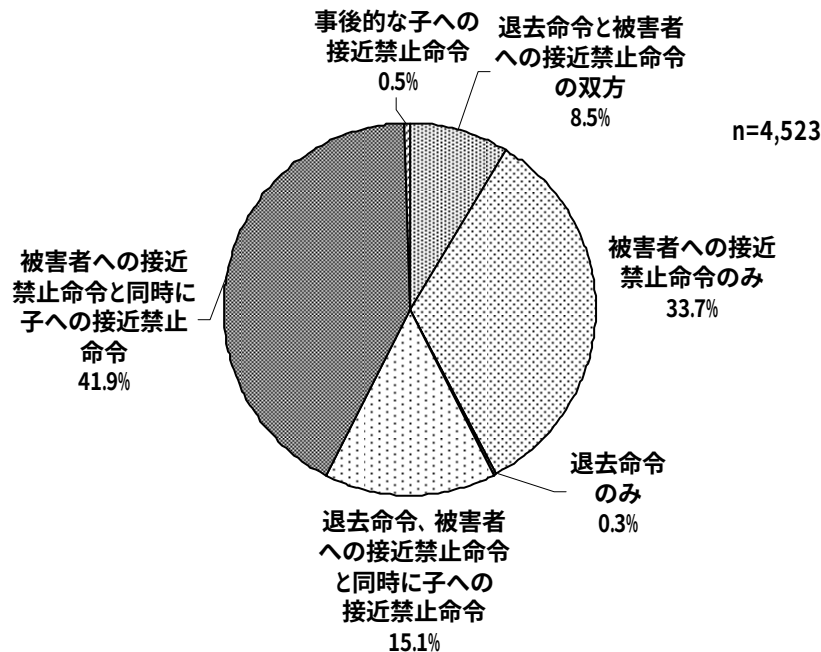
となっている。

そのうち、保護命令が発令された4,523件について、その内訳をみると、

退去命令と被害者への接近禁止命令の双方	386 件 (対女性 3 件を含む。)
被害者への接近禁止命令のみ	1,524 件 (対女性 8 件を含む。)
退去命令のみ	12 件
退去命令、被害者への接近禁止命令と同時に子への接近禁止命令	685 件
被害者への接近禁止命令と同時に子への接近禁止命令	1,895 件 (対女性 1 件を含む。)
事後的な子への接近禁止命令	21 件

となっている。

■発令された保護命令の内容（平成 16 年 12 月～平成 18 年 12 月）



（最高裁判所提供の資料による。）

(3) 保護命令が発令された事案の平均審理期間

平成 13 年 10 月 13 日から平成 18 年 12 月末日までの間に、保護命令が発令された 8,785 件の平均審理期間は、12.3 日となっている。

(4) 保護命令が発令された後の対応状況

平成 13 年 10 月 13 日から平成 17 年 12 月末日までの間に、警察に対し、裁判所から保護命令の通知があった件数は、6,763 件となっている。

(5) 保護命令違反検挙件数

保護命令に違反にした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることとなっている（法第 29 条）。

平成 13 年 10 月 13 日から平成 17 年 12 月末日までの間に、警察が保護命令違反で検挙したのは 214 件である。

(6) 保護命令違反事件の処分状況

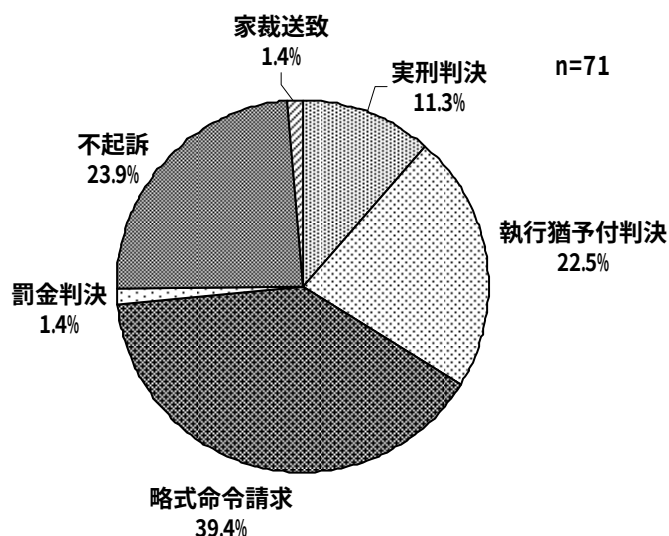
法務省が平成 13 年 10 月 13 日から平成 18 年 3 月末日までに報告を受けた保護命令違反事件は 200 件である。そのうち、改正法施行後に報告を受けた違反事件は、81 件となっている。

改正法施行後の 81 件について、起訴された事件が 62 件（76.6%）で、不起訴とされた事件が 18 件（22.2%）、家庭裁判所送致が 1 件（1.2%）となっている。

起訴された 62 件のうち、公判を請求した事件が 32 件、略式命令請求事件が 30 件である。公判請求した 32 件のうち、第一審において、懲役刑（実刑）の判決が言い渡された事件が 8 件、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が 23 件（うち保護観察付のものは 4 件）となっている。

なお、改正法施行後に報告を受けた保護命令違反事件の 81 件には、保護命令違反以外の犯罪事実（暴行、傷害等）も併せて処理されたものが含まれている。保護命令違反単独で処理された件数は 71 件で、うち起訴された事件が 53 件（74.7 %）、不起訴とされた事件が 17 件（23.9%）、家庭裁判所送致が 1 件（1.4%）となっている。起訴された 53 件のうち、略式命令請求事件が 28 件、懲役刑（実刑）の判決が言い渡された事件が 8 件、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が 16 件（うち保護観察付のものは 3 件）罰金刑の判決が言い渡された事件が 1 件となっている。

■保護命令違反単独で処理された事件の処分状況（平成 16 年 12 月～平成 18 年 3 月）



資料出所：法務省調べ

(7) 保護命令違反の再犯状況

平成 13 年 10 月 13 日の配偶者暴力防止法施行から、平成 18 年 3 月 31 日までに法務省が報告を受けた保護命令違反事件の 200 件のうち、保護命令違反で処理された後、再度保護命令違反で受理されたことが報告された再犯者は 7 名（改正法施行後に報告を受けた再犯者は 3 名）である。

再犯事件の処理結果は、不起訴が 1 名、懲役刑（実刑）の判決が言い渡された事件が 3 名、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が 3 名（うち保護観察付のものは 3 名）となっている。

のは1名)となっている。改正法施行後に報告を受けた事件では、懲役刑(実刑)の判決が言い渡された事件が1名、執行猶予付の懲役刑の判決が言い渡された事件が2名(うち保護観察付のものは0名)となっている。

9 関係機関の連携協力

配偶者暴力防止法においては、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携と図りながら協力するよう努めるものとされている（法第9条）。

基本方針においては、被害者の保護及び自立支援を図るためには、法で掲げられた機関を始め、人権擁護委員や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要であるとしている。

内閣府及び厚生労働省は、平成16年12月2日に、各都道府県知事あての通知「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』の施行等について」（平成16年12月2日付け府共第748号・雇発第1202004号）において、配偶者からの暴力の被害者保護のための地域の関係機関による協議会及び要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）等における関係機関の連携について助言している。

都道府県においては、関係機関による協議会等を自ら主体となって設置しているのは46都道府県となっている。このうち、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関が参加しているのは46都道府県（100%）、警察が参加しているのは45都道府県（97.8%）となっている。

10 職務関係者に対する研修等

(1) 内閣府

- 平成 16 年 8 月 6 日に、都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当者等を集め、改正法の内容や法律施行上の留意事項等について説明した。
- 平成 16 年 12 月 2 日に、都道府県の配偶者暴力防止法担当部局の担当者を集め、基本方針についての説明会を行った。
- 平成 17 年 4 月に、研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引（改訂版）」を作成し、都道府県・政令指定都市の担当部局や関係機関に配布した。
- 地方公共団体の相談担当者等を対象とし、相談事案の手続き等が円滑かつ迅速に対応できるようにするとともに、相談事業の質の向上を図ることを目的として、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を開催している。平成 17 年度は、基礎セミナー 3 回、応用セミナー 1 回、管理職セミナー 1 回の計 5 回実施した。平成 18 年度は、基礎セミナー 3 回、応用セミナー 2 回、管理職セミナー 1 回の計 6 回の実施を予定している。
- 支援センター等に対し、専門的な知識や経験を有する者を派遣する「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」を実施している。平成 17 年度は、全国 90 団体に派遣し、延べ 1,640 人が助言等を受けた。平成 18 年度は、全国 120 団体にアドバイザーを派遣することを予定している。
- 外国人向けのパンフレット（英語、スペイン語、タイ語、タガログ語、韓国語、中国語、ポルトガル語）及び視覚障害者向けのパンフレット（点字）を作成し、都道府県・政令指定都市の担当部局や関係機関に配布した。

(2) 警察庁

- 都道府県警察の担当者向けに、配偶者からの暴力事案に関する事務処理要領を作成・配付するとともに、全国担当課長会議等の幹部会議の場を通じて、担当者への指導教養や関係部門間の連携強化を徹底するよう指示している。
- 都道府県警察の担当者を対象として、被害者からの相談対応に必要なカウンセリング能力の修得を含む専門教養を実施するなど、配偶者からの暴力事案への適切な対応を図るために必要な研修・啓発を行っている。
- 各都道府県警察においても、担当者に対する各種専門教養を実施しているほか、警察官としての新規採用時や、各階級昇任時などの機会を利用して、部門を問わず、すべての警察官において、配偶者からの暴力事案に関する理解が深められるよう、必要な研修を実施している。

(3) 法務省

- 検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。
- 矯正施設に勤務する職員に対して、配偶者暴力防止法の趣旨等について、矯正研修所における新採用職員、幹部要員等を対象に行う研修において、人権問題に係る講義の中で説明し、周知している。
- 新任の保護観察官全員が受講対象となっている保護観察官中等科研修において、「DV・児童虐待」の科目を設けており、配偶者からの暴力に対する職員の理解を促している。
- 法務局・地方法務局の人権擁護課長及びこれらに準ずる職員に対して、「法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修」において、配偶者暴力防止法についての講義を実施している。
- 人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を図ることを目的とした「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施している。

(4) 厚生労働省

- 婦人相談員などの直接被害者から相談を受ける職員が、配偶者からの暴力に関する理解を深め、被害者が対応する職員から二次的被害を受けることのないよう、都道府県における福祉事務所等の職員に対する専門研修の実施にかかる費用を補助するとともに、被害者等に対する効果的な支援を図るため、全国の婦人相談員や婦人相談所長等の研究協議会を開催している。また、被害者等の保護、自立支援に当たっては、婦人相談所を中心とした、警察、裁判所、病院、福祉事務所、学校等関係機関の連携が不可欠であることから、連絡会議や事例検討会議等、都道府県が実施するネットワーク事業にかかる費用を補助している。
- 民生委員の研修については、民生委員法（昭和23年法律第198号）第18条において、都道府県知事等が、民生委員の指導訓練に関する計画を樹立し、実施することとされている。こうしたことから、都道府県等は、民生委員を対象に、福祉各法に基づく施策や地域福祉推進の理念、配偶者からの暴力の被害者を含め支援が必要な者のニーズを発見するための手法、社会的孤立や排除等の課題への対応方法など相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得させるための研修を実施し、その資質向上を図っている。厚生労働省においても、こうした取り組みを支援すべく、都道府県等に対して国庫補助を行い、研修実施のための環境整備に努めている。

- 精神保健福祉業務に従事する医師等を対象としたPTSD対策専門研修会において、配偶者からの暴力に関するカリキュラムを実施し、心のケア対策に関する資質の向上を図っている。

(5) 最高裁判所（参考）

- 裁判官その他の裁判所職員が配偶者からの暴力の問題についての認識を深めることは重要であるとの認識のもと、裁判官に対しては、司法研修所において実施している各種研修・研究会において、配偶者暴力防止法の制度や手続、配偶者からの暴力事件の動向に関する講義を実施している。
- 裁判官以外の裁判所職員に対しても、裁判所職員総合研修所で実施している研修や各高・地裁レベルで行われている研修において、配偶者からの暴力の問題についての理解を深めたり、裁判所を利用する国民に適切な対応ができるようにするための種々の研修や研究会を実施している。
- 裁判所においては、裁判官その他の裁判所職員が配偶者からの暴力に関する問題についての認識をさらに深めることができるよう、必要な研修等を実施すべく努めている。

11 広報啓発

(1) 内閣府

- テレビ、ラジオ、有線放送、電光ニュース、モバイル携帯端末広告、政府広報誌、内閣府ホームページなど、様々な媒体を活用し、配偶者暴力防止法の内容、相談窓口等についての広報を実施した。
- 男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、毎年 11 月 12 日から 25 日にかけて実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、地方公共団体、関係団体等と連携・協力の下、配偶者からの暴力を中心とした女性に対する暴力について、集中的な広報・啓発活動を展開した。
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催した。平成 17 年度、平成 18 年度ともに、配偶者暴力防止法に関連する基調講演やパネルディスカッションを行った。

(2) 警察庁

- 警察庁においては、毎年、3 月に前年の都道府県警察における配偶者からの暴力事案に係る対応状況についての集計結果を広報しているほか、白書やホームページ等において、警察における取組みについて広く紹介している。
- 都道府県警察においては、それぞれ、自県の配偶者暴力事案の状況について、年に 1～2 回程度、とりまとめて広報している。また、配偶者暴力対策に関するポスターや広報用リーフレットを作成し、掲示したり相談者に対し直接配付したりしているほか、ラジオ放送への出演、街頭キャンペーン、各種会合での防犯指導を実施するなど、様々な広報啓発活動を行っている。

(3) 法務省

- 法務省の人権擁護機関では、「女性の地位を高めよう」を人権週間の強調事項に掲げているほか、年間を通じて全国各地で、配偶者からの暴力を含む女性の人権問題をテーマとした講演会や研修会の開催、テレビ放送、パンフレット・リーフレット等の作成・配布などの啓発活動を行っている。

(4) 厚生労働省

- 都道府県が行う配偶者からの暴力防止対策のためのリーフレットやビデオの作成、講演会等広報啓発活動に係る費用に対して、国が予算補助を行っている。
- 平成 17 年度における都道府県の取組としては、相談機関等の必要な情報を効果的に被害者に提供するため、携帯用カード等のスーパーや美容院等での配付、

配偶者からの暴力に関する予防啓発トイレステッカーの作成配付、携帯用時刻表に相談窓口の掲載を行うほか、通報促進のための医療機関を対象としたリーフレットの配付や、学校等を対象とした交際相手等からの暴力等の啓発リーフレットの作成配付等、様々な広報啓発活動を行っている。

(5) 最高裁判所（参考）

最高裁判所のホームページ上で、改正法のポイントや保護命令手続の流れをイメージ図を添えて説明している。また、各地方裁判所において、受付相談等の際に手続を説明した書面を交付したり、それぞれのホームページ上で保護命令手続の申立手続等を説明したりしている。

12 調査研究

(1) 内閣府

- 配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査（平成 16 年度）

配偶者等からの暴力に係る相談や保護に携わっている相談員、ケースワーカー、事務職員等の現状を把握し、相談の質の向上や支援者のバーンアウト（燃え尽き）防止に資することを目的とし、実態調査を実施した。

相談業務の中で過度な不満や負担感を持っていると答えた者は約 6 割で、被害者から深刻な被害状況等について数多く話を聞くうちに、自らも同様の心理状態に陥る「代理受傷」や、今まで熱心に行ってきた業務に対し急に意欲を失い、虚無感、虚脱感を感じるようになる「バーンアウト（燃えつき）」状態に陥ることが自分自身に「当てはまる」と答えた者は約 3 割となっている。
- 男女間における暴力に関する調査（平成 17 年度）

平成 17 年 11 月から 12 月にかけて、全国 20 歳以上の男女 4,500 人を対象に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、2,888 人（女性 1,578 人、男性 1,310 人）から回答を得た。

配偶者（事実婚や別居中の夫婦も含む）から、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを 1 つでも受けたことが『何度もあった』という人は、女性 10.6 %、男性 2.6%となっている。また、10 歳代から 20 歳代のときの交際相手（後に配偶者となった相手以外）から、身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを 1 つでも受けたことが「あった」という人は女性 13.5%、男性 5.2%となっている。
- 配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究（平成 16 年度・17 年度）

平成 16 年度には、地方公共団体の協力を得て、加害者更生プログラムの試行的な実施を含む調査研究を行った。平成 17 年度には、これらの結果等を踏まえ、有識者からなる検討委員会において、加害者更生プログラムの可能性と限界について検討した結果を取りまとめた。
- 配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査（平成 18 年度）

配偶者から暴力を受けた被害者が自立して生活する際に必要な支援等を把握するために、支援センター、婦人保護施設、母子生活支援施設、民間シェルター等の協力を得て、被害者を対象としたアンケート調査を実施し、報告書を取りまとめることとしている。
- 女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究（平成 18 年度）

暴力の発生を未然に防ぐため、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、特に若年層を対象とした予防啓発プログラムの作成を行うため、調査研究を実施している。

平成 18 年度は、地方公共団体に委嘱し、各地域の実情に合わせたプログラムの開発を行うとともに、海外の動向についての調査研究を行うこととしている。

(2) 法務省

○ 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究（平成 18 年度）

平成 13 年 10 月 13 日から同 18 年 3 月 31 日までの間に第一審における終局処分がなされた配偶者暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（保護命令）違反事件を対象として、同法律違反者に関する事件記録の調査分析を行い、報告書を取りまとめることとしている。

(3) 厚生労働省

厚生労働省においては、被害者支援施策の充実を図るため、厚生労働科学研究費補助金により、配偶者からの暴力被害が被害者やその子どもに与える影響等を調査するとともに、その支援の在り方について調査研究を行っている。内容は以下のとおりである。

○ 「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究（平成16年度～18年度）」

全国の支援センター及び母子生活支援施設における被害者とその子どもが受けた暴力や健康被害についての実態調査や、先進的な取組を実践している民間シェルターの援助の実態調査等を行い、被害者やその子どもに対する早期介入の方法や健康回復のためのケア技法の確立、生活再建に向けた支援策について調査研究を行っている。

○ 「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもに被害がおよぼす中期的影響の調査及び支援プログラムの研究（平成17年度～19年度）」

家庭内暴力において母子ともに被害を受けることによる、子どもへの心理的被害、その後の発達、社会適応上の課題や、被害後の母子の健康及び母子間の相互関係を中期的に調査研究し、家庭内暴力による被害を受けた子どもの回復のための支援プログラムを作成している。

厚生労働省においては、今後とも配偶者からの暴力被害の影響等の実態把握を行い被害者等に対する支援施策の充実を図るため、引き続き調査研究を行うこととしている。

13 民間団体に対する援助

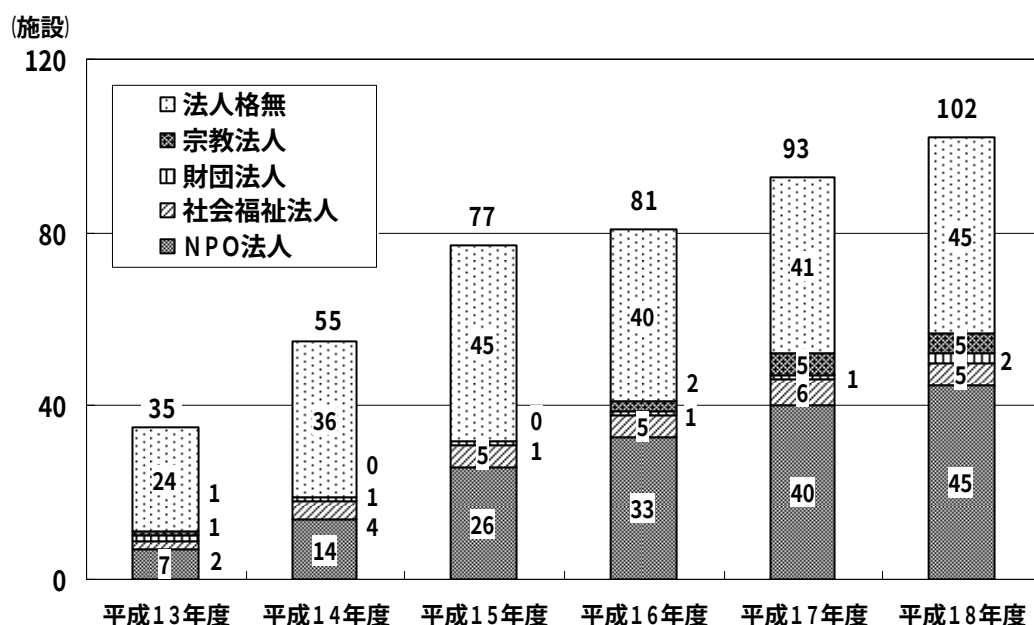
(1) 民間シェルター把握状況

いわゆる「民間シェルター」について、平成 18 年 11 月 1 日現在、都道府県及び政令指定都市が把握している数は、31 都道府県 102 施設である。民間シェルターがないのは、16 県となっている。

年度別にみると、平成 13 年度は 35 施設、平成 14 年度は 55 施設、平成 15 年度は 77 施設、平成 16 年度は 81 施設、平成 17 年度は 93 施設、平成 18 年度は 102 施設と、年々増加している。

法人格の有無についてみると、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）の数が年々増加しており、平成 18 年度は平成 13 年度の約 6 倍となっている。

■民間シェルター把握状況



資料出所：内閣府調べ

(2) 情報提供等

民間団体に対して、「配偶者からの暴力 相談の手引（改訂版）」を配布したほか、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」、「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」等は民間団体も対象に実施している。また、配偶者からの暴力の特性、業務に役立つ法律及び制度、相談機関に関する情報等をホームページを通じて提供している。

(3) 財政的援助

地方公共団体の中には、いわゆる民間シェルターに対し、財政的援助を行っているところがある。平成 13 年度から、地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助は、地方交付税における特別の財政需要として、特別交付税（3 月交付分）の算定基準に盛り込まれている。

平成 13 年度は、4 都道府県及び 13 市町村から、18 団体（延べ 25 団体）に対して、合計約 3,500 万円の財政的援助が行われている。

平成 14 年度は、6 都道府県及び 17 市町村から、23 団体（延べ 33 団体）に対して、合計約 5,200 万円の財政的援助が行われている。

平成 15 年度は、9 都道府県及び 43 市町村から、35 団体（延べ 88 団体）に対して、合計約 7,400 万円の財政的援助が行われている。

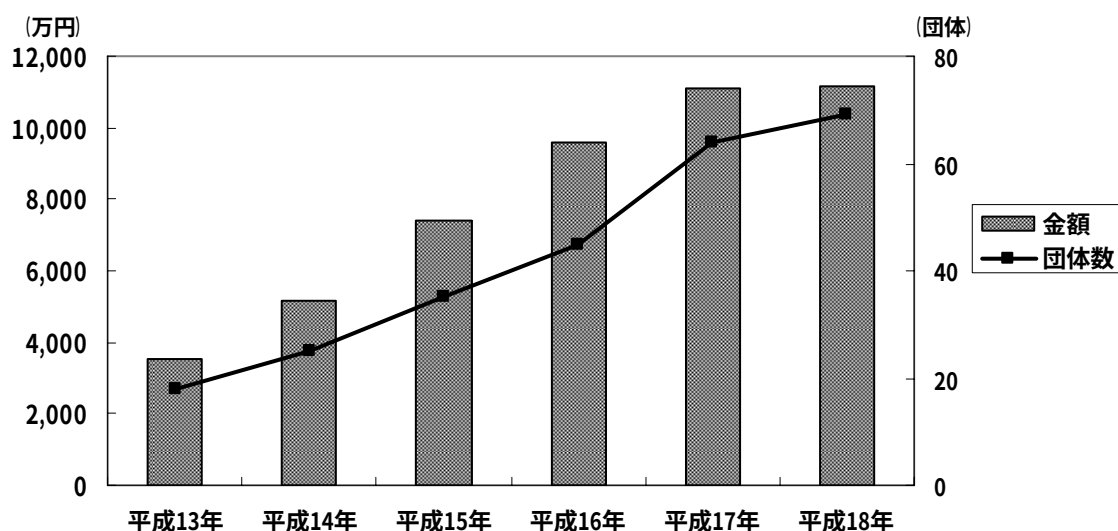
平成 16 年度は、10 都道府県及び 58 市町村から、45 団体（延べ 119 団体）に対して、合計約 9,600 万円の財政的援助が行われている。

平成 17 年度は、13 都道府県及び 71 市町村から、64 団体（延べ 149 団体）に対して、合計約 1 億 1,100 万円の財政的援助が行われている。

平成 18 年度は、18 都道府県及び 74 市町村から、69 団体（延べ 165 団体）に対して、合計約 1 億 1,200 万円の財政的援助が行われている。

財政的援助の金額については、平成 18 年度は平成 13 年度の約 3 倍となっている。

■民間シェルターに対する財政的援助の推移



資料出所：内閣府調べ

14 その他の事項

(1) 子どもに関すること

児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）は、平成 16 年 10 月 1 日に改正法が施行され、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たることが明確化された。

基本方針においては、被害者の子どもについて、必要に応じ、児童福祉法及び児童虐待防止法による措置が講じられるよう、関係機関は、児童相談所、福祉事務所等との連携を推進することが望ましいとしている。

内閣府及び厚生労働省は、各都道府県知事あての通知「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律』の施行等について」（平成 16 年 12 月 2 日付け府共第 748 号・雇児発第 1202004 号）において、児童虐待に対応する機関と配偶者からの暴力に対応する機関の連携について通知している。通知では、児童虐待に対応する機関と配偶者からの暴力に対応する機関との間で支援方針や各機関の役割分担についての共通理解の形成が欠かせないことから、支援センター等配偶者からの暴力に対応する機関及び児童相談所等児童虐待に対応する機関は、それぞれ要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）及び配偶者からの暴力の被害者保護のための地域の関係機関による協議会等が設置されている場合は積極的に参加することが望ましいと助言している。

(2) 親族・支援者等に関すること

配偶者からの暴力事案において、特に被害者が別居、離婚等を求めているたり、保護命令が発せられていたりする場合には、被害者の相談相手となっている親族、支援者（支援センター職員、一時保護施設職員、被害者の弁護士、民間シェルター職員等をいう。）、勤務先の上司・同僚、友人等の関係者（以下「親族、支援者等」という。）に対し、被害者の所在を探すなどのため、加害者が危害を加え、若しくは脅迫し、又は一時保護施設の周辺をはいかいしたり、執拗に電話をかけるなどの行為により、親族、支援者等に多大な不安を与えている事案がある。

警察庁は、各道府県警察本部長、各方面本部長あての通達「配偶者からの暴力事案におけるストーカー規制法の活用について」（平成 16 年 1 月 6 日付け警察庁丁生企発第 2 号）において、親族、支援者等から、つきまとい等について相談があった場合には、当該親族、支援者等に対し防犯指導等必要な措置を講じるとともに、ストーカー規制法の適用を積極的に検討するよう通達している。

第2 地方公共団体における取組

1 調査の概要

内閣府において、平成 18 年 7 月から 8 月にかけて、都道府県、政令指定都市、中核市を対象に、配偶者からの暴力に関する取組等に調査を行った。調査の概要は以下のとおりとなっている。

調査対象：47 都道府県・15 政令指定都市・36 中核市（計 98 団体）

支援センター 計 152 施設（平成 18 年 5 月 1 日現在）

調査時期：平成 18 年 7 月～8 月

調査内容：被害者の保護・支援について、関係機関との連携協力について、広報啓発及び研修について、その他

2 都道府県及び政令指定都市等における取組等の概要

(1) 保護について

政令指定都市において、独自の緊急一時的な保護や被害者の保護を行う施設や団体等に対する財政的支援を実施している割合がそれぞれ約 9 割、約 7 割と高い。

保護中の被害者に対する経済的な支援や自立に向けた支援を行うための中間的な施設における保護を実施している割合は、調査対象全体の約 3 分の 1 である。

(2) 自立支援について

都道府県及び政令指定都市の約 9 割が公営住宅の入居に関し、優先入居等の措置を実施している。

生活保護や母子寡婦福祉資金貸付金等国の制度による支援以外に、自立に要する費用の補助や貸付を行っている割合、また、就職時や賃貸住宅入居時の保証人への損失補填を行っている割合は、調査対象全体の約 1 割と少ない。

就業支援、心理学的な指導等において、各地方公共団体独自の様々な取組が行われている。

(3) 関係機関との連携協力について

ほとんどの都道府県、8割の政令指定都市に自らが主体となって設置している協議会等がある。約3分の1の都道府県が円滑な広域連携を図るため、あらかじめ、近隣の地方公共団体との間で取り決めを行っている。

各種申請手続き等について、窓口の一元化を図っている地方公共団体は2県と少ない。

(4) 広報啓発や職務関係者の研修等について

全都道府県と全政令指定都市及び9割近くの中核市が、配偶者暴力防止法の趣旨や相談機関について広報を行っている。約7割の都道府県及び政令指定都市は、医療関係者に対し、配偶者暴力防止法の趣旨や通報先について周知を行っている。

都道府県の約8割、政令指定都市の約9割において、外国籍の被害者に対応した外国語による資料の配布を行っている。都道府県の約6割、政令指定都市の約7割において、障害のある被害者に配慮した資料の配布等を行っている。

全都道府県と全政令指定都市及び8割以上の中核都市が相談機関の職員等を対象に研修や講習会等を実施したり、相談機関の職員等を研修や講習会等に参加させたりしている。

(5) 対応マニュアルの使用について

都道府県の約9割、政令指定都市の約7割、中核市の約3割が独自のマニュアルを使用し、或いは作成中である。都道府県の約9割、政令指定都市の8割、中核市の約6割において、国が作成したマニュアルを使用している。

(6) 支援センターの設置に向けた検討状況について

調査時点で支援センターを未だ設置していない48市(13政令指定都市と35中核市)のうち、4市(2政令指定都市と2中核市)において、支援センターの設置に向けた検討が行われている。

3 支援センターにおける取組等の概要

(1) 相談窓口の開設時間等について

支援センターの相談窓口が閉所する時間帯は、17 時台に約 7 割と集中しており、20 時台、21 時台が次いで多い。7 割近くの支援センターは、相談窓口の閉館日を土曜・日曜・祝日としている。

閉館日がない（来所相談は閉館しているが、電話相談は対応している場合を含む。）と回答した支援センターが 1 箇所以上ある都道府県は 23 県と全体の半数に近い。支援センターの約 5 割は、閉館時間や閉館日に電話連絡等を常時受けることができるが、その多くは宿直員、警備員等が対応している。

(2) 相談業務の状況について

約 3 分の 1 の支援センターは、被害者に対し、心理判定員等、専門家によるカウンセリングを行っている。法律相談を行っている支援センターの全体に占める割合は、約 3 分の 1 である。

外国籍の被害者に対応できるよう、関係機関との連携や委嘱等により、通訳者を確保している支援センター及び障害を持つ被害者に対応できるよう手話通訳者を確保している支援センターの全体に占める割合はいずれも約 4 分の 1 である。

来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、常勤或いは非常勤の医師を配置している支援センターの全体に占める割合は、約 2 割である。半数近くの支援センターでは、医療機関や裁判所などへの同行支援を行っている。

(3) 保護について

男性被害者の受入れが可能な一時保護施設を確保している婦人相談所は 6 施設である。婦人相談所の約 7 割は、児童相談所と連携する等して、一時保護所に入所している同伴児への学習支援を行っている。

第3 配偶者暴力防止法及び関連する施策に関する課題

I 保護命令関係

1 保護命令の対象となる配偶者からの暴力に脅迫行為も加えること

○ 現状と課題

配偶者からの身体に対する暴力を受けた被害者が更なる配偶者からの身体的暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことが保護命令申立ての要件となっている。

配偶者暴力防止法の大きな柱の1つである保護命令が、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑罰で担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にする必要性があることから、外延が不明確である精神的暴力については、保護命令の対象である暴力に含まないこととされている。

● 今後の方向性

刑法（明治40年法律第45号）第222条に規定される脅迫のうち、生命又は身体に対し害を加える旨を告知して人を脅迫する行為については、保護命令の対象である暴力に含めることを検討すべきである。

身体的暴力は振るわれていない又は振るわれているが回数は少ない場合であっても、将来、生命又は身体に対し害を加える旨の脅迫が行われる場合、被害者が感じる恐怖感は大い。配偶者からの暴力の問題を考える際には、こうした被害者の恐怖感の払拭に十分配慮する必要がある。

また、生命、身体に害を加える旨の脅迫は、通常、暴行、傷害と密接に関連して行われることが多く、暴行、傷害のみを切り離して対象とすることは配偶者間の暴力の本質を見誤ることになりかねない。

さらに、精神的暴力は、その外延が不明確といわれるが、脅迫罪は、その要件が刑法で規定されており、範囲は明確であるといえる。

なお、保護命令の迅速な発令を担保するため、加害者の範囲（例えば、過去に傷害罪や暴行罪に及んだ者に限る）や脅迫行為の態様（例えば、凶器等を伴うような脅迫行為に限る）について、条件を付すこと等も考えられる。

2 接近禁止命令により禁止される行為に電話等による接触も加えること

○ 現状と課題

接近禁止命令により禁止されるのは、被害者の住居（当該配偶者と共に生活

の本拠としている住居を除く。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることであり、電話、ファックス、手紙、メール等、直接、被害者の身体に接触しない行為は禁止されていない。内閣府による被害者を対象とした調査の結果によると、追跡された経験のある被害者のうち、電話、メール、手紙による追跡を受けたという被害者が約6割いたことが明らかになっている。

そのため、被害者は、加害者からのこうした行為により、多大なる恐怖を味わいながら生活をするという状況にある。

● 今後の方向性

通常、電話、ファックス、手紙、メール等による加害者からの接触により、被害者は多大な恐怖を感じている。また、脅迫行為は電話等によって行うことも可能であり、これを禁止する必要もある。

他法を参照すると、ストーカー規制法(平成12年法律第81号)は、「個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生の防止」及び「国民の生活の安全と平穩に資すること」をその目的とし、加害者からの電話及びファックスも規制の対象としている。

保護命令制度とストーカー規制法の禁止命令制度は、将来の危害防止のため、公的機関が一定の義務を課す命令を発し、その命令を刑罰によって担保する点で共通性もあるが、加害者に住居から退去させることを内容とする命令まで発することから、行政機関ではなく司法機関の判断が適当とされたものである。

そうであれば、接近禁止命令については、ストーカー規制法による規制と同様に考えることは可能であり、保護命令の趣旨に、「被害者の生活の安全と平穩に資すること」を加え、電話、ファックス、手紙、メール等による接触を禁止すべきである。ただし、これは、生命や身体に対する危害の防止を対象としている現行の保護命令制度の趣旨を大きく変更するものであることにも留意しなければならない。

なお、電話等による接触について、ストーカー規制法により対応できる場合があるとしても、被害者にとっての制度の使いやすさや裁判の効率性の観点から、一つの制度の中での解決を図れるよう、配偶者暴力防止法においても対象とすべきであると考えらる。

3 保護命令の対象を親族及び支援者等に拡大すること

○ 現状と課題

接近禁止命令により禁止されるのは、被害者本人へのつきまとい等であり、被

害者の親族及び支援者等に対するつきまとい等は禁止されていない。

保護命令制度の趣旨は、更なる暴力により被害者の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止することとされており、直ちに被害者の生命又は身体への危害のおそれを増大させるものではない親族及び支援者等への接触は禁止されていない。

しかし、親族及び支援者等が加害者から生命又は身体に危害を加えられた事案も発生していることに鑑みると、被害者の親族及び支援者等を保護する必要性も高い。

● 今後の方向性

接近禁止命令により保護する対象に親族及び支援者等を加えることを検討すべきである。

被害者が加害者の元から逃げた場合であっても、加害者が被害者の行方を追って被害者の実家等に押し掛けると、親族及び支援者等へ被害が及ぶことを恐れて、結果的に、加害者の元に戻らざるを得ない、又はこうした事態を考え、加害者の元から逃げるのがためらわれるといった事態が考えられる。

こうした加害者の行為は、被害者に対する接近禁止命令の趣旨を減殺するものであり、親族及び支援者等を危険にさらすことにもなるため、何らかの方法で、加害者による親族及び支援者等への接触を禁止することが必要である。

なお、親族及び支援者等の保護について、ストーカー規制法により対応できる場合があるとしても、被害者にとっての制度の使いやすさや裁判の効率性の観点から、一つの制度の中での解決を図れるよう、配偶者暴力防止法においても対象とすべきであると考える。

4 保護命令を発したときは、裁判所は配偶者暴力相談支援センターに通知するものとする

○ 現状と課題

被害者（申立人）の保護を図るほか、刑罰によって担保される保護命令の実効性を確保するという観点から、裁判所が警察に対して直接通知することによって、警察に対し、その管轄区域内に保護すべき被害者（申立人）が存することを了知させるため、配偶者暴力防止法では、裁判所は保護命令を発したときは、申立人の住所等を管轄する警察に通知するものとされている（法第15条第3項）。

これに対して、配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）に対しては、保護命令が申立人に告知され、申立人から支援センターに対して連絡をとることも可能であることを踏まえ、裁判所から通知はされないことと

なっている。

保護命令の申立書に、支援センターに対し、配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実についての記載がある場合には、裁判所は当該支援センターに対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとしてされている（法第 14 条第 2 項）。また、裁判所は、必要があると認める場合には、当該支援センターに対し、さらに説明を求めることができる（法第 14 条第 3 項）。しかし、書面の提出や説明を行った支援センターが、当該被害者について保護命令が発令されたかどうかを把握できないのでは、被害者に対する安全かつ適正な処遇や継続的な支援に支障を来すおそれがある。

● 今後の方向性

配偶者からの暴力を受けた被害者を警察と連携・協力しつつ、安全かつ適正に処遇し、自立に向けて的確かつ継続的に支援するためには、保護命令が発令されたかどうかを支援センターが把握する必要があることに加え、被害者自身が支援センターに連絡をとれる状況にあるとは限らないことを考慮すると、保護命令の申立書に記載されている支援センターに対して、裁判所から保護命令の発令に係る通知がなされるようにすべきである。

5 保護命令の迅速な発令

○ 現状と課題

現行の保護命令制度は、迅速な裁判に資するよう、支援センター又は警察からの書面提出の制度等が規定されているが、平均して発令までに 10 日以上かかることから、危険が差し迫った被害者は、危険を避けるために一時保護を利用するなど、加害者から逃げるしかないと追いつめられてしまう場合もある。諸外国では、簡単な手続で、一時的に被害者を危険から守るためのいわゆる「緊急保護命令」の制度を導入しているところもあり、こうした制度を導入してほしいとの要望もみられる。

● 今後の方向性

現行法の下において、被害者が、更なる配偶者からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが明白な場合で、被害者の安全を確保するには審尋等の期日を開いているいとまがない等、「その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情」があるときは、審尋等を経ないで命令を発することが可能である（法第 14 条第 1 項ただし書）。

すなわち、実務上、保護命令の申立ての当日に裁判官による申立人面接を実施し、その時点で発令要件を容易に認定でき、かつ、前記のような緊急の事情が認められる場合には、その日のうちに命令を発し、速やかにその効力を発生させることも可能である。

緊急の事情が認められる場合には、審尋等を経ないで命令を発するなど、状況に応じ適切に対処することにより、引き続き、保護命令の迅速な発令を期待する。

II 被害者の保護・自立支援関係

1 自立支援の充実等

○ 現状と課題

平成 16 年の改正によって、配偶者暴力防止法において、配偶者から暴力を受けた被害者の自立支援について明確化が図られたところである。被害者に対する自立支援の現状については、一部の地方公共団体において積極的な取組が実施されるなど、進展がみられるところではあるが、地方公共団体による取組に差があることや、被害者のニーズに合致したきめ細かな対応が十分ではないこと等、問題点が指摘されているところである。

● 今後の方向性

(自立支援全般)

国としては、地方公共団体における被害者の保護・自立支援の取組状況について、定期的に把握に努め、好事例については、地方公共団体に積極的に情報提供すること等により、各地方公共団体の取組を促し、また、地方公共団体が自らの取組を検証する機会を提供していく必要がある。また、全国あまねく適切に施策が実施されるようにする観点から、配偶者暴力防止法に基づき、国が示している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）（法第 2 条の 2）は、策定後 3 年を目途に見直すことになっているが、その見直しに当たっては、地方公共団体の取組の全体的な状況を踏まえ、各地方公共団体における取組を一層推進させていく方向で見直しを行う必要がある。

内閣府による被害者を対象とした調査の結果から、配偶者から暴力を受けた被害者の自立を支援するに当たっては、多くの被害者が生活費の確保、就業機会の確保、住宅の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えていることが明らかになったところである。こうした被害者の状況に留意して、被

害者のニーズに合致したきめ細かな支援を行うためには、それらの課題に関わる多岐にわたる関係機関との連絡・調整を同時平行して行い、総合的に一貫した支援を行うよう努めなければならない（次項「2 自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化」を参照）。また、被害者一人ひとりの置かれている状況によってニーズも異なるので、一人ひとりの被害者のニーズに配慮した支援を行うという視点が肝要である。加えて、被害者に対してきめ細かで継続的な自立支援を行うためには、民間の団体と連携・協力しながら支援することが有効な場合が多いことにも留意する必要がある（「IV 2 民間の団体との連携」を参照）。また、被害者の支援を担う人材が配偶者からの暴力の特性や被害者のおかれた立場を十分理解していることは、きめ細かでニーズに合致した自立支援を行っていく上での基盤となるので、研修の充実や人材の養成に注力しなければならない（「VI 1 研修の充実及び人材の養成」を参照）。

（生活費の確保）

内閣府による被害者を対象とした調査の結果によると、加害者と離れて生活を始めるに当たって、困ったこととして、被害者が挙げた項目のうち、最も多かったのが「当面の生活をするために必要なお金がない」（54.9%）であった。また、同調査の結果から、被害者の3人に2人は1か月当たりの収入が15万円未満であるという実態が明らかになった。

母子寡婦福祉制度において、離婚が成立していない被害者が長期にわたって「遺棄されている」状態が継続すると見込まれる場合には、母子寡婦福祉資金の貸付制度を利用することができるなどの取扱いの周知を図る必要がある。

なお、現状では少数の都道府県にとどまっているが（第2 P 参照）、都道府県の中には、被害者に対し、自立に要する費用の補助や貸付を行っているところもみられるところである。今後とも、地域の実情に応じたきめ細かな取組が一層推進されることを期待する。

（就業の促進）

配偶者から暴力を受けた被害者に対して、母子家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク等の関係機関が連携し、自立できるよう、一人一人に応じたきめ細かな就労支援を行う必要がある。

特に、配偶者から暴力を受けた被害者は、親族の協力が得られにくい等により、身元保証人を得られず、就職やアパートなどの賃借の際に影響を受けることが多い。こうしたことから、平成19年度より国において、被害者が安心して就職やアパート等を賃借できるよう、身元保証人を確保するしくみを創設する予定である。

(住宅の確保)

配偶者から暴力を受けた被害者の公営住宅への入居については、国土交通省の通知において、事業主体の判断により優先入居の取扱いを行うことができることが明らかにされているとともに、収入認定や保証人の要否について、被害者の実情を勘案して弾力的に運用するよう事業主体に配慮を求めている。また、入居者資格のない者も含めて被害者が公営住宅を目的外使用することができるようにするとともに、円滑な入居を可能とするため、目的外使用の手続きを簡素化している。今後とも、事業主体において、地方公共団体の福祉部局等の関係機関との緊密な連携を図り、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用の制度が一層活用されることが必要である。

(住民基本台帳の閲覧等)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付や健康保険の被扶養者から外す際の取扱い等において、被害者を保護する観点から、加害者が被害者の住所を探索することを防止するため、被害者から申出があった場合は、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出又は住民票の写し等の交付の請求を拒否するなどの措置がとられているところであるが、このような措置につき、引き続き徹底した取組みを行っていくべきである。

外国人登録原票はそもそも原則非公開であり、外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付については、当該外国人の代理人又は同居の親族以外は国の機関又は地方公共団体、弁護士等しか請求できないこととなっているため、通常、被害者と別居している加害者は同居の親族として外国人登録原票の写し等を請求することはできないが、引き続き、このような取扱いの徹底を図る必要がある。

(男性の被害者に対する対応)

男性の被害者からの相談件数が全体に占める割合は0.7%（平成17年度）に止まっているものの、その割合は近年増加傾向にある。しかし、男性の被害者からの相談やその一時保護を受け入れる体制が整っている支援センターは一部に限られ、男性の被害者に対する受入れ体制は未だ整備されていない（第2 P 参照） 今後は、男性の被害者が支援を受けやすい環境の整備に配慮していく必要がある。

(医療関係者による通報)

内閣府による被害者を対象とした調査の結果によると、配偶者からの暴力に

より、怪我をしたり、精神的に不調をきたしたことがある被害者のうち、医師の診療等を受けたことがある被害者は 7 割近くであることがわかった。配偶者暴力防止法においては、医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を支援センター又は警察官に通報することができるとされている（法第 6 条第 2 項）。また、被害者に対し、支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならないとされている（同第 3 項）。地方公共団体の中には、医療関係者に対し、配偶者暴力防止法の趣旨や通報先について周知を行っているところも少なくない（第 2 P 参照）。

しかし、現状では、医療関係者が配偶者からの暴力による被害者を発見した場合、通報や情報提供等が適切に行われていない事例もみられるところである。

医師その他の医療関係者に対して、配偶者からの暴力の特性、被害者の置かれた立場、配偶者暴力防止法の趣旨や内容等について、さらに周知の徹底を図る必要がある。

（保育所の入所）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条においては、保護者からの申込みに基づき、市町村が保育に欠ける児童について保育を実施することを規定しているが、市町村は、保育所に対する申込者が当該保育所の定員をこえる等やむを得ない事由がある場合、児童を公正な方法で選考することとし、その選考方法として優先度の点数化等を行う際、優先する要素を明確にすることとしている。

母子家庭等の児童については、保育所入所の必要性が高いものとし、優先的な入所等への配慮について地方公共団体に対し、引き続き周知を図っていく必要がある。なお、求職中であっても保育所への申込みは可能であることについても引き続き周知を図っていく必要がある。

2 自立支援のための調整機能の充実及び関係機関の連携・協力の強化

○ 現状と課題

被害者の保護・自立支援を図るためには、支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関が共通認識を持ち、相談、保護、自立支援等様々な場面において、緊密に連携・協力しつつ取り組むことが必要であり、配偶者暴力防止法においては、関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りな

から協力するよう努めるものとする（法第9条）。

国は、都道府県が実施する被害者支援に関する関係機関とのネットワーク事業等によって、連携の強化を図っているところである。また、関係機関の協議会等を設置している地方公共団体は少なくない（第2 P 参照）。

しかし、現状において、関係機関の連携が不十分なことにより、更なる被害（二次的被害）が発生したり、各関係機関が有する情報が共有・蓄積されず、被害者一人ひとりの状況を踏まえた支援ができなかったりするなど、問題点が指摘されているところである。

● 今後の方向性

被害者が自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅の確保、生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えることが多く、しかも被害者一人ひとりの状況は異なる。そうしたことから、それらの課題に関わる多岐にわたる関係機関の間の連絡・調整は複雑な過程を伴うので、総合的な一貫した自立支援を行うためには、調整の中心となる支援センターについて、中核的な役割を担い連絡調整を行うコーディネート機能や、様々な課題について支援を受けることができるワンストップ機能の強化を図っていくべきである。

また、既に関係機関の協議会等を設置している地方公共団体においては、そうした場を活用して、具体的な事案について実践的、継続的に協議を行うなど、さらに関係機関の連携を深め、活性化する必要がある。他方、関係機関の協議会等が未だ設置されていない地方公共団体に対しては、そうした協議会等の設置を促進していかなければならない。加えて、被害者の利便性を高め、関係機関の連携を強化することを目的として、関連する手続の一元化や統一化を促進していく必要がある。

これらの取組を通じて、被害者等の状況やニーズに応じて、関係機関が緊密に連携し適切に対応することができるよう、地域におけるシステム作りを進めていく必要がある。

加えて、児童虐待や犯罪被害者等に関する関係機関等、配偶者からの暴力と関わりが深い関係機関と配偶者からの暴力に関する関係機関との連携、あるいは統合により、関係機関間のネットワークの効率化、活性化を図ることについても検討していく必要がある。

3 広域的な連携

○ 現状と課題

配偶者からの暴力に関する事案においては、加害者の追跡が激しく当該都道

府県では被害者の安全が図れないと判断される場合もしくは他の都道府県の母子生活支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合など、被害者本人の希望のもとに、管轄外の施設を利用する場合があります、また生活保護の要件を満たす者においては生活保護の適用を行っているところである。そうした場合の広域的な対応について、各都道府県民生主管部（局）長あての通知

- ・「配偶者からの暴力の被害者への対応に係る留意事項について」（平成 16 年 12 月 28 日付け雇児福発第 1228001 号）

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等に伴う生活保護制度における留意事項について」（平成 16 年 12 月 10 日付け社援保発第 1210001 号）

において、実施責任及び費用負担のあり方について示しているところである。

しかし、現状をみると、被害者を他の都道府県の施設へ入所させる場合や生活保護を適用する場合の実施責任及び費用負担の取扱いが、都道府県によって異なることから、都道府県間の調整に時間を要し、被害者の保護が迅速に行われない事案が生じている。

● 今後の方向性

他の都道府県の施設の利用や生活保護を適用する場合の実施責任及び費用負担の取扱いについて、被害者の立場に立って広域的な連携が円滑に進められるよう、国としても地方公共団体に対して働きかけを行っていく必要がある。

また、内閣府による都道府県を対象とした調査の結果、約 3 分の 1 の都道府県が広域的な連携を図るため、あらかじめ、婦人相談所一時保護所の広域相互利用にかかる申し合わせ等、近隣の地方公共団体との取り決めを行っていることが明らかになったが、国としても、こうした広域的な連携が強化・拡大されるよう、地方公共団体に働きかけていく必要がある。

4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護・支援

○ 現状と課題

配偶者暴力防止法は、障害者である被害者や、在留資格の有無等を問わず外国人である被害者等も当然その対象としており、職務関係者がこうした被害者の人権をも尊重しなければならないことはいうまでもないところであるが、その点が必ずしも十分徹底されていないとの指摘もあったことから、平成 16 年の改正により、「被害者の国籍、障害の有無等を問わず」と確認的に明記されたところである（法第 23 条第 1 項）。

国では、配偶者からの暴力被害者支援に関するパンフレットの多言語による

作成・配布・ホームページへの掲載、点字資料の作成・配布、被害者の母国語通訳に必要な費用等の手当、外国語による入国・在留関係諸手続等の相談への対応等を実施しているところである。また、高齢者、障害者等の特性に合わせた施設整備に要する経費について、その一部を補助している。加えて、相談の手引において、外国人、障害者、高齢者である被害者への対応の際の留意事項の周知を図っているところである。

しかし、現状をみると、外国人、障害者、高齢者である被害者に対して配慮に欠けた対応やこうした被害者が保護や自立支援を受けにくい状況が依然としてみられるところである。

● 今後の方向性

配偶者暴力防止法は、外国人、障害者、高齢者である被害者を当然その保護・支援の対象としていることを踏まえ、適切な対応・配慮がなされるよう、職務関係者に対する研修の実施や手引の配布等を通じて、そうした被害者に対する対応における留意事項を周知・徹底していかなければならない。また、被害者が外国人、障害者、高齢者であることによって、保護や自立支援を受けにくいということにならないよう、支援情報の提供、相談窓口の対応、施設整備等の面において、それぞれの被害者のニーズに応じた施策の充実を図る必要がある。

5 子どもに対する支援体制の充実

○ 現状と課題

配偶者からの暴力と子どもに対する暴力は密接に絡んでいる。平成16年の児童虐待防止法（平成12年法律第82号）の改正によって、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たることが明確化された。また、配偶者に対して暴力を振るう加害者の中には子どもに対しても暴力を振るう者もいるし、配偶者からの暴力を受けた被害者の中にも、子どもに対して暴力を振るう者もいるという現状がある。

国においては、婦人相談所一時保護所に同伴乳幼児の対応を行う指導員や心理療法担当職員を配置しているところである。さらに、被害者である母親が児童に対して虐待を行っている事実がある等母子分離の必要がある場合、その他児童の心理的ケアが必要な場合等、児童相談所と連携し、適切な保護等の対応を図るほか、精神保健福祉センター、保健所において、被害者を含む心のケアが必要な方々に対して、精神保健に関する相談支援を無料で行っている。また、教育現場においては、児童虐待等の早期発見・早期対応のため、「子どもと親の相談員」を配置するとともに、子どもたちの心の相談にあたるスクールカウンセラーの配置等を

行っているところである。

しかし、現状では、子どもが、配偶者からの暴力による被害を含め、生活上の変化等、種々の大きな影響を受けていることを十分踏まえていない対応もみられるところである。

● 今後の方向性

被害者に同伴する児童については、家庭内で心理的虐待や身体的虐待等を受けてきている場合が多く、その被害の回復にあたっては、配偶者からの暴力被害者である母親と児童の双方に対し支援を行う必要性が指摘されており、また、他方で、被害者である母親から虐待を受ける事例も報告されている。このような現状から、婦人相談所においては、一時保護等の際に同伴児童について虐待に関するアセスメントを実施するとともに、母親からの虐待に関する通告の対応や、母親と児童に対する支援の役割分担等について児童相談所と具体的に取り決めるなど、地域の実情に応じた児童に対する適切な支援体制を構築するよう、地方公共団体に周知を図る必要がある。

また、子どもと日常的に接することが多い教育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加えて、配偶者からの暴力の特性、子どもや被害者の置かれた立場、配偶者暴力防止法の趣旨や内容等について、研修や会議の場を通じ、周知の徹底を図り、配偶者から暴力を受けている被害者の子どもに対して適切な対応が図れるようにする必要がある。また、婦人相談所は学校と連携を図り、一時保護所等に入所している同伴児童に対する学習支援や出席の取扱いに関する調整等教育面での配慮に努める必要がある。

配偶者からの暴力が子どもに与える影響は深刻である。配偶者の暴力に曝されている子どもはそうでない子どもに比べて問題行動を起こす可能性が高いともいわれている。また、男女とも配偶者等への加害経験のある人が加害経験のない人よりも両親の間の暴力を見て育った人の割合は多いという調査結果もある。このような子どもが成人するに至ってからの長期的な影響も含めて、配偶者からの暴力により子どもがどのような影響を受けるのかについても総合的、継続的に調査検討し、その調査検討結果を被害者の保護・自立支援策や子どもの支援策に反映させていく必要がある

6 被害者の安全の確保

○ 現状と課題

内閣府による被害者を対象とした調査の結果によると、保護命令を申し立てていない被害者にその理由を訊いたところ、「相手の反応が怖かった」と回答した被

害者が最も多く、約 3 分の 1 を占める。保護命令発令中に加害者が被害者を殺害したという事案も発生していることにも鑑みると、被害者の恐怖心を払拭するためにも、また、保護命令制度の実効性を高めるためにも、被害者の安全の確保を図ることは喫緊な課題といえる。

● 今後の方向性

被害者の安全の確保については、支援センター、警察等の関係機関及び被害者の保護において大きな役割を果たしている民間シェルターが連携を図って対応すべき重要な問題である。特に、保護命令が発令された場合には、保護命令制度の実効性を確実に高めるため、支援センター、警察等関係機関及び民間シェルターが、被害の防止に向け、事案に応じた適切な対応を行うことができるような実質的な連携・協力体制の構築に努めなければならない。具体的には、警察と支援センターは、被害者の居場所や実情に関する情報を共有し、事案によっては、緊急的な対応を含め、加害者の追及に対する被害者の保護に関する取組み方針や、被害者の安全確保のための助言や加害者に対する指導警告等、各関係機関や民間シェルターの役割分担を共に検討する場を設ける必要がある。

また、保護命令が出ているにもかかわらず、探偵業者等を利用して被害者の居場所を突き止めようとする加害者の行為を防止するための方策を検討する必要がある。

III 配偶者暴力相談支援センター関係

1 婦人相談所の体制等の充実

○ 現状と課題

婦人相談所は、被害者及びその同伴する家族の一時保護を含め、支援センターとしての機能を果たしている（法第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）。

国においては、都道府県及び市の婦人相談員の配置に要する費用や婦人相談所における夜間・休日電話相談、弁護士による法的な援助等について予算措置し、被害者の相談体制の充実を図るとともに、一時保護所において心理療法担当職員の配置、夜間警備体制の強化、同伴児童のケアを行う指導員の配置等保護体制を強化しているところである。

しかし、婦人相談所がその機能をさらに発揮できるような体制の整備・充実等について、地方公共団体から要望が出されているところである。また、一部の地方公共団体において、相談を受けても一時保護につながらないと被害者の支援はしにくいこと等から、婦人相談所以外の支援センターにおいても、配偶者暴力防

止法における一時保護あるいは一時保護委託権限を持てるようにできないかとの要望がある。

● 今後の方向性

被害者の支援を適切に実施するためには、相談や一時保護の他、その後の支援の必要性を総合的に判断し、かつ適切な支援を調整する必要があることから、婦人相談所においては、被害者の状況を把握し支援する相談員、判定員、医師等の専門スタッフの適正な配置をさらに図っていく必要がある。また、被害者及び同伴する家族の一時保護にあたっては、被害者等の安全確保や関係機関との連携、支援する職員等の体制強化を今後とも図っていく必要がある。

また、市町村が地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)に基づき、都道府県と市町村との協議により、条例に基づいて婦人相談所を設置し、都道府県婦人相談所の一時保護権限の委任を受けることは可能であることから、その旨を関係地方公共団体に周知する必要がある。

2 市町村における支援センターの設置に対する支援

○ 現状と課題

被害者の利便性を考慮すると、支援センターとしての機能を果たす、より身近な施設が存在することが望ましいことから、平成 16 年の改正により、市町村は当該市町村が設置する適切な施設において当該施設が支援センターとしての機能を果たすようにすることができるとされた(法第 3 条第 2 項)。

平成 18 年 11 月 1 日現在、4 市が支援センターを設置している。また、支援センターの設置に向けた検討を行っている市もみられる。国は、予算の範囲内において、市長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する、市が支弁した費用について、その 10 分の 5 以内を補助することができるとされている(第 28 条第 2 項第 2 号)。また、国は、相談員等を対象とした研修の実施や専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣等により、市町村における被害者相談業務が充実するよう支援を行っているところである。

● 今後の方向性

今後とも、研修の実施、専門家の派遣、情報提供等により、市町村における被害者相談業務の充実等について、支援を行っていかなければならない。併せて、被害者に身近な施設としての市町村の支援センターの果たす役割の重要性に鑑み、配偶者からの暴力の状況、被害者のニーズ、地方公共団体における取組の実態等を踏まえ、都道府県と市町村の役割分担のあり方も含めて、市町村における支援センターの設置に対する支援のあり方について今後検討していく必要がある。

IV 民間の団体に対する援助・連携関係

1 民間の団体に対する財政的援助等の支援（民間の資金の活用を促進するためのしくみの構築を含む）

○ 現状と課題

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間の団体も大きな役割を担っており、配偶者暴力防止法においては、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとされている（法第26条）。

地方公共団体が行う民間シェルターに対する助成については、特別交付税措置を講じており、この財政措置の対象となった民間シェルターの数及び助成の総額は年々増加しているところである。また、国は、民間団体の職員を含む、被害者を直接支援する職員に対する専門研修についての補助や研修の実施、専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣等により、民間の団体における被害者支援業務が充実するよう支援を行っているところである。

● 今後の方向性

民間の団体は、被害者側の立場に立って、被害者とともにその抱える課題にきめ細かく対応し、被害者の実情やニーズを伝え、重大な人権侵害である配偶者からの暴力の問題について社会に警鐘を鳴らすという重要な役割を果たしてきた。行政としても、民間の団体がその力を十分発揮できるよう、特に、民間の団体が被害者に対するきめ細かな自立支援を地域の中で行っていくことができるよう、今後とも必要な援助を行うよう努めなければならない。被害者を支援する民間の団体に対する寄付の促進等、民間の資金の活用を促進するためのしくみの構築についても検討を行っていく必要がある。また、民間の団体のスタッフの養成への援助や民間の団体に対する専門的な知識や経験を有するアドバイザーの派遣等についてもさらに充実を図っていくべきである。

2 民間の団体との連携

○ 現状と課題

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、この問題に取り組む民間団体も大きな役割を担っており、被害者の多様な状況にきめ細かに継続的に対応するためには、民間団体と関係機関が適宜連携を取りながら対応する必要がある。

る。配偶者暴力防止法においても、支援センターは、必要に応じ、民間の団体との連携に努めるものとされているところである（法第3条第5項）。

特に、民間シェルター等のうち、厚生労働大臣が定める基準を満たす者については、一時保護委託が行われており、その際、委託した婦人相談所は委託先の民間シェルター等と被害者の支援について連携するとともに、通訳や心理療法担当職員の派遣等の支援を行っている。なお、一時保護委託に要する費用については国が2分の1を負担している。さらに、国は、都道府県が実施する民間団体を含む被害者支援に関する関係機関とのネットワーク事業等によって、連携の強化を図っているところである。加えて、地方公共団体においては、緊急一時的な保護、中間的な施設における保護、同行援助等の自立支援、研修等における専門的な知見の活用、広報啓発等、様々な面において民間の団体と協力して取組を進めている例がみられる。

● 今後の方向性

今後とも、民間の団体と支援センターを中心とした関係機関とが必要に応じて機動的な連携が図れるよう、両者が情報を共有し、日常的に緊密な関係を構築していくことを促進する必要がある。また、地方公共団体と民間との連携の好事例の収集・普及を含め、地方公共団体と民間との連携のあり方についての調査検討を進めていかなければならない。

V 加害者に対する対策関係

1 加害者更生

○ 現状と課題

配偶者暴力防止法においては、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の推進に努めるものとされている（法第25条）。

内閣府においては、「加害者更生プログラム」について、諸外国における実態や平成16年度に国内で実施した試行の結果を踏まえ、平成17年度から、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会」において、加害者更生プログラムの可能性と限界について検討し、その結果を「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」（平成18年6月）に取りまとめたところである。

同報告書においては、①一部の民間団体等で実施されている自発的な参加者を対象とする任意参加のプログラムについては、現時点において国が直接・間接に実施するなどの本格的な関与を行う状況にない、②刑事手続の一環等、何らかの

法的な「義務付け」による実施については、任意参加による実施と比較して、参加者の確保、被害者の安全確保について有利な点があると考えられる。種々の法的或いは実際上の問題が生じ得ることから、慎重な検討が必要な問題であるが、今後、実施の適否や実施する場合の具体的なあり方について、本格的な検討が行われることが望まれるとしている。

● 今後の方向性

こうした検討結果や他の犯罪加害者を対象とする処遇プログラムの動向等を踏まえ、今後も引き続き、受刑者や保護観察に付された者を含めた配偶者からの暴力に関する加害者の更生のための指導の方法等について調査検討を行う必要がある。

2 配偶者からの暴力に係る犯罪に適正に対処するための施策の推進

○ 現状と課題

配偶者からの暴力は、傷害罪や暴行罪といった犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。しかし、配偶者間における傷害や暴行の検挙件数と、全国の支援センターに寄せられる相談件数、一時保護された被害者数、保護命令発令件数等を比べ合わせると、配偶者からの暴力が一般的に潜在化しやすく、配偶者からの暴力の多くが犯罪として表面化していないことが伺われる。また、配偶者からの暴力については、加害者が自らの行為が被害者等へ与える影響を認識していないことも多く、以前に配偶者に対して暴力を振るっていた者が、当該配偶者と関係を解消した後、別のパートナーとの関係においても同様に暴力を振るうことは少なくない。

● 今後の方向性

加害者に対しては、加害者更生についての調査検討を進めるとともに（前項「1 加害者更生」を参照）、保護命令に違反した加害者に対しては厳正に対処することは当然であるが、配偶者からの暴力が犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、加害者に認識させるという観点から、効果的な意識啓発を行っていく必要がある。同時に、被害者にも自らが受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識を持ってもらう必要がある。この前提として、職務関係者にこのような認識が浸透して、加害者に対して適切な措置がとられる必要があり、その意味でも、職務関係者の研修の充実を図っていかねばならない（「VI 1 研修の充実及び人材の養成」及び第1 P を参照）。

3 面接交渉^(注)の制限等

○ 現状と課題

面接交渉については、民法（明治 31 年法律第 9 号）上明文の規定はないが、子どもが親と面接交渉の機会を持ち、親からの愛情を注がれることは、子の健全な成長、人格形成のために必要なことであること等から、面接交渉の実施により子の福祉が害される等の事情がない限り、子の監護について必要な事項（民法第 766 条第 1 項前段）として父母の協議で面接交渉について定めることが可能であり、父母の協議が調わない等の場合には、家庭裁判所がこれを定めることができるものと解されている（同条第 1 項後段）。

したがって、配偶者の暴力等を理由に父母間に深刻な対立がある場合であって、①面接交渉を行うと、子が父母間の緊張関係の渦中に巻き込まれて精神的な動揺を受けるおそれがある子供福祉を害すると認められる場合や、②面接交渉を子の健全な成長、人格形成のために行うのではなく、もっぱら配偶者を支配する手段として使用するおそれがあると認められる場合等には、子の福祉の観点から、面接交渉は制限を受けるものと解される。

● 今後の方向性

面接交渉については、関係機関の職員を対象とした研修において、配偶者からの暴力に関する問題について理解の徹底が図られるよう努める（次項「VI 1 研修の充実及び人材の養成」及び第 1 P を参照）とともに、面接交渉に関する被害者、児童に対する安全への配慮や、支援センターにおける心理的サポートのあり方等についても検討していく必要がある。なお、児童虐待防止法においては、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは、児童虐待であると規定されており、児童に著しい心理的外傷を与えるような配偶者からの暴力の加害者の面接交渉を認めるか否かの判断は、子の福祉という観点から慎重に行うべきと考えられる。

^(注) 面接交渉とは、子どものいる夫婦が離婚した場合等に、子どもを養育・監護していない方の親が子どもに面接し又は文通等を行うことをいう。

VI その他

1 研修の充実及び人材の養成

○ 現状と課題

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行うことが必要である。そこで、配偶者暴力防止法においては、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする（法第 23 条第 2 項）、また、国及び地方公共団体は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする（法第 25 条）。

関係省庁においては、様々な研修プログラムが実施されているところであり（第 1 P 参照）、相談機関の職員等を対象に研修や講習会等を実施している、あるいは参加させている地方公共団体は多い（第 2 P 参照）。

しかし、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護の現状をみると、職務関係者の対応が不十分であったり、更なる被害（二次的被害）が発生したという事例も未だ後を絶たないところである。また、配偶者から暴力を受けた被害者に同行支援する場合や、通訳等を行う場合、配偶者からの暴力についての知識や経験が必要とされるが、そうした知識や経験を有する人材が不足しているという現状もみられる。

● 今後の方向性

被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修は、現場における混乱を防止し、また、被害者が安心して適切な保護、自立支援を受けることができる環境の整備につながる。配偶者からの暴力については、多くの関係機関が関わるが、そうした関係機関における職務関係者が研修を受け、本問題について共通の認識を得ることは関係機関の連携・協力の強化にも資する。

したがって、今後とも、配偶者からの暴力の特性や被害者の置かれた立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、研修内容の充実、研修機会の拡大に努めて行かなければならない。研修の場においては、秘密の保持や個人情報の管理の徹底、加害者に対する適切な対応方法等も含め、配偶者からの暴力についての実践的な知識や留意点、関連する法制度について、幅広く情報を提供する必要がある。また、ロールプレイ等を用いて、実際の業務に直結する研修を行うことも重要である。加えて、相談の手引の定期的な見直しによる内容の充実や行政一般の窓口向けの簡易な手引の作成等によって、職務関係者に対する支援の拡充を図っていく必要がある。また、職務関係者ばかりでなく、何ら

かの形で配偶者の暴力に関わる可能性のある職員に対しても、可能な限り広く研修を実施し、二次的被害の防止に努める必要がある。今後とも民間の団体との連携も図りつつ、被害者の多様なニーズにきめ細かに対応できる人材の養成に努めていく必要がある。

これらに加えて、被害者の支援に直接携わる相談員等は、相談業務の中で過度の不満や負担感があったり、心身の健康に影響を受けた経験があったりする場合も多いので、その心身のケアや勤務体制における配慮等の支援を行っていかなければならない。

2 広報啓発の充実

○ 現状と課題

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。配偶者暴力防止法においては、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとしてとされているところである（法第24条）。

広報啓発については、関係省庁において（第1 P 参照）、また、多くの地方公共団体において（第2 P 参照）、実施されているところである。

しかし、内閣府による被害者を対象とした調査の結果によると、実施されている支援策や保護命令の制度を知らなかったと回答した被害者も一定割合存在し、支援策等についての広報が十分とはいえない実態がある。

● 今後の方向性

広報啓発活動を展開するに当たっては、関係機関と連携・協力しつつ、それぞれの広報啓発の目的を十分踏まえた上で、その対象や方法・広報媒体を戦略的に選定し、内容をきめ細かに設定すべきである。また、事後の効果測定、評価についても必要に応じて実施していく必要がある。特に、配偶者から暴力を受けた被害者を対象とした広報については、具体的な支援情報の確実な提供とともに、被害者が安心して支援を受けられるよう、その不安の払拭や自立に向けての長期的な展望の提示等にも配慮する必要がある。また、被害者が相談を受けやすいように、相談を受け付ける電話番号を全国統一のものとするなど、被害者の立場に立った工夫を重ねるべきである。加えて、外国人である被害者に対しては、母国語でも支援を受けることができること等支援へのアクセスに関する情報提供にも配慮して、外国語による広報を行っていく必要がある（「II 4 外国人、障害者、高齢者である被害者の保護・支援」を参照）。

3 予防啓発

○ 現状と課題

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を促進することが必要である。

国では、暴力の発生を未然に防ぎ、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、効果的な予防啓発プログラムを開発することを目的に、一部の地方公共団体に調査研究を委嘱し、各地域の実情に合わせたプログラムの開発を行っているところである。

● 今後の方向性

今後とも教育の現場や企業等とも連携しつつ、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、効果的な予防啓発の実施について検討する必要がある。

4 恋人等からの暴力

○ 現状と課題

恋人等、配偶者以外の者からの暴力については、現在、ストーカー規制法の対象となっているが、配偶者暴力防止法の対象となっていない恋人等について、現状においても婦人相談所において被害者が保護されるケースもみられる。

● 今後の方向性

配偶者暴力防止法の対象となっていない恋人等について、どのように保護していくかを、特に、事実婚と恋人の概念が曖昧化している現状にも留意しつつ、さらに議論することが必要になっている。また、若者の間の暴力の防止のための予防啓発について併せて検討を進めることも必要である（「VI3 予防啓発」を参照）。

5 ストーカー規制法、児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法との役割分担の整理及び連携

○ 現状と課題

現在、主に使われている法律は、配偶者間であれば、配偶者暴力防止法（場合によっては、ストーカー規制法）、恋人等の配偶者以外であれば、ストーカー規制法、子どもに対するものであれば、児童福祉法及び児童虐待防止法、高齢

者に対するものであれば、高齢者虐待防止法(平成 17 年法律第 124 号)となっている。これらの法律が対象とする行為には類似性が見受けられるが、担当する機関や制度は異なっており、連携がとれているとは言い難い部分もある。

● 今後の方向性

家庭内における暴力という括りの中で、配偶者からの暴力、子どもに対する暴力、高齢者に対する暴力をどのように位置付けていくかも重要な課題となる。また、これらの暴力等に係る被害者に対する整合性のある機動的な対応の担保という観点から、各法律の施行状況を踏まえつつ、長期的には関係法律の役割の整理を行っていくべきである。